

令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針

〔令和 7 年 12 月 23 日〕
地方分権改革推進本部決定案

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

令和 7 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、極めて重要なテーマである。「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（令和 7 年 12 月 日閣議決定）を踏まえ、持続可能な地方行財政の確保に向け、以下のとおり、義務付け・枠付けの見直し、地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記 4 及び 5 の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和 8 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省庁とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、地方分権改革有識者会議に報告する。

計画策定等については、「計画策定等における地方分権改革の推進につい

て～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)を着実に運用し、国と地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進する。

3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税や地方交付税、国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

4 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣官房】

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112)

- (i) 武力攻撃事態等における安否情報(94条1項)等については、「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」(令5内閣府(防災担当))を参考にしつつ、個人情報の取扱いを整理し、地方公共団体に令和8年度中に通知する。

(関係府省庁：総務省)

- (ii) 武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムについては、市区町村の事務負担を軽減するため、個人番号カードの活用など、避難住民等の安否情報の収集等(94条)に係る入力事務の効率化に資する方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：デジタル庁及び総務省)

(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち検査促進枠交付金については、事業者の不正等による返還金の徴収に当たり、都道府県の事務負担を軽減するため、不正事業者への対応状況等について調査した上で、取りまとめた情報を都道府県に令和8年中に提供する。

（関係府省庁：内閣府及び総務省）

（３）新しい地方経済・生活環境創生交付金

新しい地方経済・生活環境創生交付金のうち、デジタル実装型については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、以下のとおりとする。

- ・ 次回の公募に向けて、事前相談のスケジュールの前倒し、交付申請様式の簡略化等を図り、その旨を地方公共団体に通知する。
- ・ 交付申請等に係る都道府県経由事務については、廃止を含め、地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を引き続き検討する。

（関係府省庁：内閣府）

（４）広域リージョン連携

広域リージョン連携ビジョンに基づくプロジェクトを推進するに当たって十分な成果を生み出すために支障となる規制等が存在する場合、関係府省庁が連携して検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省）

【内閣府】

（１）災害対策基本法（昭36法223）

（i）マイナポータルを活用した罹災証明書の申請（90条の2第1項）については、以下のとおりとする。

- ・ 適切な申請手続きにつながるよう、被災家屋を撮影する際の具体的な撮影箇所等について、当該申請画面の標準フォーマットの文言として記載するとともに、申請画面に「写真の撮り方」の資料を掲載し、その旨を市区町村に周知した。

〔措置済み（令和7年2月27日に周知）〕

- ・市区町村の負担軽減及び処理の迅速化のため、被災家屋の所在地を示した地図画像の添付欄を設けること、自己判定方式において被災家屋の全景写真等の添付が必須であることを分かりやすく表示すること等、マイナポータルにおける申請画面の標準フォーマットの見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：デジタル庁)

- (ii) 災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査(90条の2)、被災者台帳の作成(90条の3)及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務については、地方公共団体の負担軽減及び処理の迅速化を図るため、固定資産課税台帳に記載された家屋に係る登記情報は、地方税法(昭25法226)22条に規定する秘密には該当しないことを明確化した上で、必要と認められる登記情報を被害認定調査及び応急危険度判定へ活用するための考え方を示した。あわせて、被害認定調査、被災者台帳の作成及び応急危険度判定を所管する部局において、住家の情報を一元的に管理するための考え方を示し、地方公共団体に通知した。

(関係府省庁：総務省及び国土交通省)

[措置済み(令和7年4月17日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当・避難生活担当)、国土交通省住宅局建築指導課長通知、令和7年4月17日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知)]

- (iii) 新総合防災情報システム(SOB0-WEB)を中核として災害対応に役立つ情報の共有を行うことについては、都道府県の防災情報システムが有する情報を調査した上で、災害対応基本共有情報(EEI)の項目を更新し、その旨を都道府県に通知した。

[措置済み(令和7年7月1日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災デジタル・物資支援担当)通知)]

- (iv) 地方公共団体以外の機関が有する指定避難所以外の避難所に関する情報については、新総合防災情報システム(SOB0-WEB)において、災害発生時に当該避難所に付与されるIDをキーとして管理することを令和7年度中に可能とする。

(v) 都道府県等が国土交通省の防災業務計画（36 条 1 項）に基づき行う、その管理する道路の被災状況の報告については、試行的に運用している情報共有システムの運用状況や地方公共団体の意見を踏まえ、地方公共団体の事務の効率化に資するよう、災害時の情報共有を迅速に実施するための方策を検討し、令和 7 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：国土交通省）

（２）災害弔慰金の支給等に関する法律（昭 48 法 82）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平 23 法 40）

災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律 10 条）については、以下のとおりとする。

- ・災害弔慰金の支給等に関する法律の特例（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 103 条）に基づく災害援護資金の貸付けに係る償還免除の対象範囲については、平成 23 年以降貸付けを行った東日本大震災に係る災害援護資金について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平 23 政令 131）13 条 5 項に定める最終支払期日から 10 年を最初に経過するまでに、災害援護資金の償還状況に係る実態調査を行い、その結果や被災地方公共団体の意見を踏まえ検討し、結論を得る。
- ・東日本大震災以外の災害に係る災害援護資金の償還については、被災地方公共団体の意見や償還状況を踏まえ、個別に対応を協議する。

（３）構造改革特別区域法（平 14 法 189）

構造改革特別区域計画の認定申請等（4 条及び 6 条）の意向調査及び受付に関する事務連絡については、市区町村に対しては、都道府県を経由せず国が直接発出することとし、その旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和 7 年 8 月 26 日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、令和 7 年 9 月 9 日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）]

（４）地域再生法（平 17 法 24）

- (i) 新しい地方経済・生活環境創生交付金のうち、第2世代交付金の実施計画等の事前相談に係る都道府県経由事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、原則として、令和8年度第1回募集から廃止する。
- (ii) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附額と同額を基金に積立て可能とすることについては、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」（平17 内閣府地域再生事業推進室）の改正を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（５）総合特別区域法（平23法81）

国際戦略総合特区設備等投資促進税制（26条）については、地方公共団体の事務の迅速かつ円滑な執行及び本制度を活用する事業者の効率的な事業の実施に資するよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、事業実施が決定された時期に係る考え方の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（６）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち検査促進枠交付金については、事業者の不正等による返還金の徴収に当たり、都道府県の事務負担を軽減するため、不正事業者への対応状況等について調査した上で、取りまとめた情報を都道府県に令和8年中に提供する。〔再掲〕

（関係府省庁：内閣官房及び総務省）

（７）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、一斉通知・調査システムを活用する方向で検討するとともに、調査項目や調査頻度の見直し等を含め、運用改善の方策について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（８）新しい地方経済・生活環境創生交付金

新しい地方経済・生活環境創生交付金のうち、デジタル実装型については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、以下のとおりとする。

- ・ 次回の公募に向けて、事前相談のスケジュールの前倒し、交付申請様式の簡略化等を図り、その旨を地方公共団体に通知する。〔再掲〕
- ・ 交付申請等に係る都道府県経由事務については、廃止を含め、地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を引き続き検討する。〔再掲〕

(関係府省庁：内閣官房)

(9) 栄典関係事務

- (i) 消防分野における都道府県による栄典の候補者の推薦については、関係資料の作成上の注意事項を付記した記載例の更なる充実を図り、当該記載例を都道府県に提供するとともに、履歴書等の情報を基に審査票を簡便に作成できる審査票等作成支援ツールを活用することにより、資料作成業務の効率化が可能であることを、都道府県に改めて周知した。

(関係府省庁：総務省)

〔措置済み（令和7年12月1日付け消防庁総務課表彰係事務連絡）〕

- (ii) 栄典制度における推薦手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。

- ・ 栄典環境に係る叙勲受章時に既に協議済みの事案について、叙位推薦時に改めて協議することは不要である旨を明確化し、令和7年度中に栄典関係事務を所管する各府省庁に通知する。
- ・ 叙位・死亡叙勲に係る申請書類の総務省への提出時期について、「死亡日を含み2週間以内」を「内閣府提出期限の5日前まで」とするよう、令和7年度中に「栄典関係事務提要（地方自治関係）」（令6総務省大臣官房長通知）を改正し、令和8年度から運用を開始する。

(関係府省庁：総務省)

(10) 地方公共団体を対象とした通知・調査・照会業務等に係る事務

- (i) 以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとした。

- ・ 地方公共団体における成果連動型民間委託契約方式（PFS）事業の実施状況に係る調査について

（関係府省庁：総務省）

〔措置済み（令和 7 年 12 月 8 日付け内閣府成果連動型事業推進室企画官事務連絡）〕

- （ii）以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 8 年度から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとする。

- ・ PPP/PFI の実施状況等に関する調査について

（関係府省庁：総務省）

（11）防災関係通知の送付に係る事務

防災関係通知の送付については、以下の措置を講ずる。

- ・ 防災関係の都道府県担当者の連絡先については、原則として、消防庁が取りまとめて作成し、内閣府（防災担当）と共有する。

（関係府省庁：総務省）

（12）避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査及び指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査

「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」及び「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」において共通的な調査項目である「防災機能設備等の確保状況」については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、両調査を一本化するとともに、調査頻度の見直しや調査項目の削減などの運用改善について検討し、令和 8 年度以降に行う次回調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：文部科学省）

【警察庁】

（１）出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）

在留カードの紛失等による再交付の申請（19 条の 12 第 1 項）については、申請者及び都道府県の事務負担を軽減するため、申請内容に疑義がある場合を除き、在留カードの所持を失ったことの確認に当たって、警察の発行する遺失届出証明書等の提出を遺失届出受理番号又は盗難届出受理番号を記載した陳述書の提出により代替することを可能とし、その旨を地方公共団体及び関係機関に通知した。

（関係府省庁：法務省）

〔措置済み（令和 7 年 2 月 7 日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留企画室長通知、令和 7 年 2 月 12 日付け警察庁長官官房技術企画課長通達）〕

（２）銃砲刀剣類所持等取締法（昭 33 法 6）

銃砲刀剣類の登録等（銃砲刀剣類登録規則（昭 33 文化財保護委員会規則 1）1 条、8 条及び 9 条）に係る事務については、都道府県における当該事務の実態を把握した上で、都道府県の実務負担を軽減する方策を検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：文部科学省）

（３）銃砲刀剣類所持等取締法（昭 33 法 6）、道路交通法（昭 35 法 105）及び警備業法（昭 47 法 117）

各法令で定められている免許等（銃砲刀剣類所持等取締法 9 条の 3 第 1 項及び 9 条の 3 の 2 第 1 項、道路交通法 51 条の 13 第 1 項、89 条 1 項、99 条の 2 第 4 項及び 99 条の 3 第 4 項並びに警備業法 22 条 2 項、23 条 4 項及び 42 条 2 項）の申請等に係る手続については、都道府県の実務負担を軽減するため、警察行政手続オンライン化システムを利用した申請等を可能とした。

〔措置済み（令和 7 年 11 月 21 日付け警察庁長官官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、警備局長、サイバー警察局長通達）〕

（４）老人福祉法（昭 38 法 133）及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平 17 法 124）

高齢者虐待への対応については、都道府県警察において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際に、都道府県警察と市町村（特別区を含む。以下

この事項において同じ。)との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要な措置が迅速に講じられるよう、以下の措置を講ずる。

- ・「「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月）」の改訂について」（令7厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において整理されている高齢者虐待の捉え方や高齢者虐待の対象外となる事案への対応方法等について、都道府県警察と市町村との間で認識の統一が図られるよう、都道府県警察及び地方公共団体に通知した。

〔措置済み（令和7年11月19日付け警察庁生活安全局人身安全・少年課長通達）〕

- ・都道府県警察から市町村に対して高齢者虐待の通報があった際に、市町村が都道府県警察に通報内容の詳細を確認した上で、事案に応じて他の関係機関に情報提供して対応している事例など、都道府県警察と市町村が連携して実施している取組について、都道府県警察及び地方公共団体に令和7年度中に通知する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（５）自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭55法87）

市区町村が条例で定めるところにより撤去した自転車等に関して各都道府県警察に対して行う資料の提供依頼（6条6項）等については、市区町村の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・自転車防犯登録の抹消申請の受付については、抹消申請に対応する指定団体等の受付窓口の一覧表を作成し、当該一覧表を都道府県警察へ通知した。

〔措置済み（令和7年5月29日付け警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長事務連絡）〕

- ・撤去した自転車等に係る盗難被害の届出状況の照会については、複数の都道府県警察が登録した情報の照会であっても照会を受けた一の都道府県警察においてまとめて回答することを可能とし、その際に活用可能な回答要領等について、都道府県警察に通知した。

〔措置済み（令和7年8月21日付け警察庁生活安全局生活安全企画課長、長官官房技術企画課長、生活安全局人身安全・少年課長、刑事局捜査第一

課長通知)]

【金融庁】

(1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明 32 法 93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭 23 法 48）及び生活保護法（昭 25 法 144）

市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の長が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条、墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項並びに生活保護法 18 条 2 項及び 76 条）については、市町村の円滑な事務に資するよう、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（令 3 厚生労働省、法務省）を改訂し、市町村が預貯金の引き出しを金融機関に依頼するための様式案を定めるとともに、市町村が相続人や死者の債権者等に優先して預貯金を引き出すことが可能であることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関へ通知した。

（関係府省庁：厚生労働省）

[措置済み（令和 7 年 7 月 23 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課事務連絡、令和 7 年 7 月 23 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長、社会・援護局保護課長、金融庁監督局総務課長、農林水産省経営局金融調整課長事務連絡、令和 7 年 7 月 23 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長、社会・援護局保護課長、金融庁監督局総務課長、農林水産省経営局金融調整課長事務連絡）]

(2) 生活保護法（昭 25 法 144）

生活保護法に基づく資産及び収入の状況に係る報告（29 条）については、「預貯金照会のオンライン化の拡大に係る共通化推進方針」（令 7 デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）に基づき、地方公共団体の業務負担の軽減や効率化に資するよう、オンライン照会サービス等を利用して金融機関に預貯金等情報の照会を行っている地方公共団体の事例を収集するとともに、当該照会に係るデジタル化及び地方公共団体の業務改革（BPR）について検討を進めるよう、地方公共団体に令和 7 年度中に周

知する。

（関係府省庁：デジタル庁及び厚生労働省）

（３）信用保証協会法（昭 28 法 196）

特別保証制度の変更に係る主務大臣への報告（35 条 1 項及び 52 条 1 項）については、法令等の改正等に伴う統一的な内容の変更等の場合及び軽微な内容の変更の場合は、地方公共団体等の事務負担の軽減のため、報告頻度を低くする方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：経済産業省）

（４）資金決済に関する法律（平 21 法 59）

- （i）国、地方公共団体、認可法人等の寄附金受領者への寄附については、前払式支払手段（3 条 1 項）で支払うことが可能となるよう、令和 7 年度中に府令及び事務ガイドラインの改正等を行う。
- （ii）貸付金元利収入、遅延損害金、不動産売払代金、損害賠償金及び不当利得による返還金については、前払式支払手段（3 条 1 項）で支払うことが可能となるよう検討し、令和 7 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【こども家庭庁】

（１）学校教育法（昭 22 法 26）

幼稚園の被災状況等の情報収集・共有については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、最適なシステム化の方策を検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：文部科学省）

（２）児童福祉法（昭 22 法 164）

- （i）感染症発生時における幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども

（子ども・子育て支援法（平 24 法 65）19 条 2 号及び 3 号。以下この事項において「保育認定子ども」という。）に対する保育の提供義務等については、市区町村の円滑な事務に資するよう、原則として開所することを要請するとともに、休園した幼保連携型認定こども園の保育認定子どもに対する代替保育を確保すること等による地域の保育機能の維持について、地方公共団体に通知した。

〔措置済み（令和 7 年 3 月 27 日付けこども家庭庁成育局保育政策課長、成育基盤企画課長通知）〕

- （ii）一時預かり事業（6 条の 3 第 7 項）については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、住所地以外の市町村（特別区を含む。）が実施する当該事業の対象とすることも差し支えないこと及びこの場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金（子ども・子育て支援法（平 24 法 65）68 条）の対象になることを令和 7 年度中に改めて周知する。

（関係府省庁：文部科学省及び国土交通省）

- （iii）児童養護施設に配置する従業者の勤務形態（常勤、非常勤等）については、各都道府県が、地域の実情等に応じて判断することが可能である旨を、全国会議等を通じて地方公共団体に令和 8 年中に周知する。
- （iv）乳児院については、施設が小規模化する中でも地域の社会的資源として適切に機能するよう、参考となる取組事例を把握し、都道府県等に令和 8 年度中に周知する。
- （v）ファミリーホームの継続的な実施体制の維持については、各地方公共団体の実情や課題を把握した上で、その課題の解決に資する優良な取組事例について、地方公共団体に会議等を通じて令和 8 年度中に周知する。
- （vi）児童相談所（12 条 3 項）及び里親支援センター（44 条の 3 第 1 項）との間における個人情報等の情報共有の在り方については、児童相談所や里親支援センターの事務の負担軽減や円滑化に資するよう、地方公共団体からの相談に応じる。
- （vii）障害児通所給付決定の更新に係る障害児又は障害児の保護者との面接（21 条の 5 の 6 第 2 項）については、通所給付決定事務の実態を踏まえ、オンライン等での面接の可否について検討し、令和 8 年度中に結論を得

る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（３）児童福祉法（昭 22 法 164）及び民生委員法（昭 23 法 198）

民生委員推薦会の議事の開催（民生委員法施行令 4 条）については、欠員補充のため速やかに委嘱を行う必要があるなどのやむを得ない理由がある場合、書面又は持ち回りによって開催するなど柔軟な対応が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和 8 年中に通知する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（４）児童福祉法（昭 22 法 164）、国民健康保険法（昭 33 法 192）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（児童福祉法 57 条の 2 第 2 項、国民健康保険法 65 条 3 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 8 条 2 項）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（５）児童福祉法（昭 22 法 164）、介護保険法（平 9 法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に関連して交付されるものに係る支払事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、社会保障審議会等における議論を踏まえ、国民健康保険団体連合会への委託を可能とすることについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（６）児童福祉法（昭 22 法 164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

独立行政法人福祉医療機構が運営する障害者支援施設等災害時情報共有システムについては、以下に掲げる事項に係る改修等について、その必要性や可否を含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・当該システムの利用対象施設に、障害福祉サービス等情報公表システムへの登録・公表の対象外である施設を加えること。
- ・同一建物で複数のサービスを行っている事業所からの被災状況の報告について、迅速・適切な被災状況の把握のための報告方法や、現行の運用を改めて周知すること。
- ・事前入力できる項目について、各施設等における備蓄物等、都道府県において必要な情報を追加すること。
- ・被災状況の報告に係る事務の実態を踏まえ、国による災害登録がされた時点で事業者が施設の被災状況について登録することを可能とすること。

(関係府省庁：厚生労働省)

(7) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

保育所等における低年齢児の健康診断については、こどもの発達段階や施設の性格等に応じて実施できることについて明確化するとともに、低年齢児の健康診断に関する取組事例集を作成し、地方公共団体に通知した。

また、母子保健法（昭 40 法 141）12 条又は 13 条に基づく健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるよう府令等を改正し、地方公共団体に通知した。

(関係府省庁：文部科学省)

[措置済み（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和7年内閣府・文部科学省令第3号）、令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局成育基盤企画課長、保育政策課長、母子保健課長、支援局家庭福祉課長、障害児支援課長、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知）]

(8) 児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

家庭的保育事業等の認可（児童福祉法 34 条の 15 第 2 項）、特定地域型保育事業者の確認（子ども・子育て支援法 29 条 1 項）等については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化などの具体的な方策を検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(9) 戸籍法（昭 22 法 224）、住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び児童手当法（昭 46 法 73）

出生届（戸籍法 49 条）の審査において名の振り仮名（同法 13 条 1 項 2 号）が一般の読み方（同条 2 項）として認められるものであるか疑義が生じた場合については、当該出生届について名の振り仮名を空欄として受理した上で、住民票について名の振り仮名（住民基本台帳法 7 条 1 の 2 号）を空欄として作成が可能であること、また、名の振り仮名が空欄であっても児童手当の認定の請求（児童手当法 7 条 1 項）を受理することが可能であることを明確化し、それぞれ市区町村の戸籍、住民基本台帳及び児童手当の各担当部署に令和 7 年度中に通知する。

（関係府省庁：総務省及び法務省）

(10) 母体保護法（昭 23 法 156）

受胎調節実地指導員の指定の申請等（施行令 1 条）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和 11 年度から活用することについて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁）

(11) 建築基準法（昭 25 法 201）

幼保連携型認定こども園に関する建築基準法上の取扱いについては、例外

的に一定の部分を幼稚園の用途に供する部分として取り扱うことが可能な場合について、地方公共団体に改めて通知した。

（関係府省庁：国土交通省）

〔措置済み（令和 7 年 10 月 31 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡、令和 7 年 10 月 31 日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡）〕

（12）社会福祉法（昭 26 法 45）

重層的支援体制整備事業交付金（106 条の 8）の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、交付申請書等の記載例を整備するとともに、記入時の留意事項等を明示し、地方公共団体に令和 8 年中に周知する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（13）離島振興法（昭 28 法 72）

離島活性化交付金等事業計画（7 条の 2）については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項を可能とし留意点を含め、都道府県に令和 7 年度中に通知する。

- ・当該計画及び離島振興計画（4 条）を一体のものとして策定すること。
- ・当該計画及び都道府県が策定する離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画を一体のものとして策定すること。

（関係府省庁：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省）

（14）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）

保育対策総合支援事業費補助金等に係る財産処分（22 条）については、当該処分の審査等を行う職員数を増加するなど審査体制を強化するとともに、審査事務の効率化を図った。

〔措置済み（行政機関職員定員令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 149 号））〕

（15）児童扶養手当法（昭 36 法 238）

- (i) 児童扶養手当の支給要件（４条１項）については、地方公共団体における適切な判断に資するよう、事実婚の判断等の参考となる文書を、地方公共団体に令和７年度中に周知する。
- (ii) 児童扶養手当認定請求書（施行規則１条の様式第１号）、児童扶養手当所得状況届（施行規則３条の５の様式第５号の５）及び児童扶養手当現況届（施行規則４条の様式第６号）については、申請者及び地方公共団体の負担軽減を図るため、マイナンバー制度における情報連携による所得情報の取得が可能な場合等は所得の記載を省略することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和７年度中に文書で周知する。
- (iii) 児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整（１３条の２）を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和７年度以降に順次年金実施機関で周知する。
- （関係府省庁：総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省）
- (iv) 児童扶養手当と公的年金等の併給調整（１３条の２）については、以下のとおりとする。
- ・ 調査を令和８年度中に実施し、児童扶養手当と老齢年金の併給調整の対象となっているひとり親家庭等の実情を把握した上で、ひとり親家庭等の生活の安定に資する方策について検討する。
 - ・ 当面の措置として、市区町村の負担軽減に資するよう、市区町村の意見を踏まえつつ、令和８年度中に児童扶養手当の申請者に対する説明資料を作成し、提供する。
- (v) 児童扶養手当証書（施行令１０条４号及び施行規則１６条１項）については、令和８年度にその必要性や廃止した場合の支障に関して地方公共団体に調査を行い、その結果等を踏まえ、当該証書の廃止及び当該証書を代替する証明方法も視野に入れて検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (vi) 受給資格者の氏名変更等（施行規則５条及び６条）の際、職権による処理を可能とすることについては、令和８年度中に調査を行った上で、検討し、令和９年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を

講ずる。

- (vii) 児童扶養手当受給資格者の転出入における地方公共団体間の文書の通知（施行規則 20 条 3 項）等を電子メールの送付により行うことを可能とすることについては、令和 8 年度中に調査した上で検討し、令和 9 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(16) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭 39 法 129）、雇用保険法（昭 49 法 116）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平 23 法 47）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

- (i) 母子家庭高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法 31 条 2 号）及び父子家庭高等職業訓練促進給付金（同法 31 条の 10）（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）並びに母子家庭高等職業訓練修了支援給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 29 条）及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（同令 31 条の 10）（以下「高等職業訓練修了支援給付金」という。）の支給申請に係る審査については、地方公共団体への実態調査を踏まえつつ、訓練延長給付（雇用保険法 24 条）の支給に関する情報についてマイナンバー制度における情報連携を活用した確認を可能とすることについて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：デジタル庁及び厚生労働省）

- (ii) 高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の受給者は訓練延長給付（雇用保険法 24 条）、教育訓練支援給付金（同法附則 11 条の 2）及び職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 7 条）を併給することが禁止されていることを踏まえ、雇用保険制度の給付等と併給することができない給付金が存在することについて雇用保険の受給者等に対して十分な情報提供を行う観点から、令和 7 年度中に、雇用保険の受給者向けのリーフレット等を活用し、併給調整の制度の周知を図る。

（関係府省庁：デジタル庁及び厚生労働省）

(17) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭 39 法 134）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

特別児童扶養手当の支給認定申請（特別児童扶養手当等の支給に関する法律 5 条 1 項）、障害児福祉手当の支給認定申請（同法 19 条）、特別障害者手当の支給認定申請（同法 26 条の 5）並びに障害者支援区分認定に係る申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 21 条 1 項）については、医師の診断書や意見書のオンラインによる提出を可能とすることについて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額（施行令 17 条）の認定については、市区町村が負担上限月額等の算定に必要な事項をマイナンバー制度における情報連携等によって確認できる場合、支給決定障害者等（5 条 24 項）による申請書等の提出（支給申請時における申請書の提出を除く。）の省略が可能であることを明確化し、市区町村に令和 7 年度中に通知する。

（関係府省庁：厚生労働省）

(19) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

行政手続のオンライン化に向け、認定こども園の認定申請（3 条 1 項及び 3 項並びに 4 条 1 項）等の添付書類については、写しの使用が可能であることを、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。

(20) 統計法（平 19 法 53）

民生委員・児童委員の活動記録等については、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係団体と協議の上、記載内容等が明確となるよう「民生委員・児童委員活動記録記入の手引き」（全国民生委

員児童委員連合会）等の改訂を図り、令和 8 年度中に地方公共団体に通知する。

（関係府省庁：厚生労働省）

(21) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- （i）特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少の届出をする場合については、各施設又は事業において利用実態に応じた適切な利用定員の設定がなされるよう、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。
- （ii）施設型給付費に係る加減調整部分（「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平 27 内閣府告示 49）1 条 30 号）のうち、「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の要件を満たす場合における保育教諭等の加配に関する加算の取扱いについて具体的な事例を示し、地方公共団体に令和 7 年度中に文書で周知する。

（関係府省庁：文部科学省）

(22) 特定の母子世帯員等に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度

特定の母子世帯員等に対する特定者用定期乗車券購入証明書の交付に係る事務については、当該証明書の様式を電子的に送付することを含め検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(23) 地方単独医療費助成制度

地方単独医療費助成制度の利用者が居住する区域外の医療機関を受診する場合において、全国的に現物給付を円滑に行えるよう、以下の措置を講ずる。

- ・区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について、地方公共団体に周知した。

〔措置済み（令和 7 年 2 月 25 日地方単独医療費等助成事業の現物給付化の推進に係る全国説明会）〕

- ・医療機関等の事務負担の軽減を図るため、診療報酬改定 DX の取組状況を踏まえつつ、全国の地方単独医療費助成制度情報を収録したマスタを作成し、ホームページに公表した。

〔措置済み（厚生労働省ホームページ「診療報酬情報提供サービス」にて公表）〕

- ・当該マスタの効果的な活用方策について、診療報酬算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通的な電子計算プログラムである共通算定モジュールの根拠データとしてのマスタの活用を令和 8 年度中に開始する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（24）福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業については、評価機関及び都道府県推進組織の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を図るため、都道府県推進組織及び関係団体の意見を踏まえつつ、以下のとおりとする。

- ・他の都道府県推進組織において研修を受講した評価機関について、その研修の内容が、都道府県推進組織が自ら実施する研修の内容と同等であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・都道府県推進組織の負担軽減を図る観点から、事務の簡素化等について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（25）医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児

童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金については、申請者及び地方公共団体の補助金手続に係る事務負担を軽減する方策について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：財務省及び厚生労働省)

(26) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

(i) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和 8 年度中に質疑応答集を作成し、地方公共団体に通知する。また、以下に掲げる事項について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・ 寄付金等の取扱いや新たな災害によって復旧途中の施設が再度被災した場合の補助金の手続、査定方法等の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（平 22 厚生労働事務次官通知）等において明確化等の必要な周知を行うこと。
- ・ 協議等に係る様式の見直しなどの事務の簡素化

(関係府省庁：厚生労働省)

(ii) 激甚災害の指定があった場合における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、協議期間の延長や見積者数等の緩和措置をルール化するなどの災害復旧の円滑な実施に資する方策について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：財務省及び厚生労働省)

(27) 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金に係る民間事業者に対する間接補助については、事業期間内に当該間接補助事業者に対して補助金を交付す

ることが必要である旨を、地方公共団体向けの説明会等を通じて引き続き周知するとともに、令和 7 年度に実施する当該補助金の変更交付申請に係る事務連絡にも記載し、地方公共団体に通知する。

（関係府省庁：財務省）

（28）児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金及び社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金

児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金及び社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金については、今後、同様の制度が創設される場合には、執行状況等を踏まえつつ、あらかじめ申請期間を複数回設けることや追加の申請を受け付けること、申請に係る事務連絡等を可能な限り早期に発出することなど、柔軟な対応を行う。

（関係府省庁：厚生労働省）

【デジタル庁】

（１）会計法（昭 22 法 35）

国庫金振込通知（支出官事務規程（昭 22 大蔵省令 94）37 条 2 項）については、国庫金の受取人である地方公共団体の円滑な会計事務に資するよう、オンラインによる通知を可能とすることについて、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：財務省）

（２）戸籍法（昭 22 法 224）

養子縁組の届出（66 条）、養子離縁の届出（70 条）、婚姻の届出（74 条）及び離婚の届出（76 条）を受理した市区町村が新本籍を確認する方法については、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）に基づく公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備に関する検討状況を踏まえつつ、当該データベースが活用可能である旨を周知することについて検討し、令和 12 年中に結論を得る。その結果に基づいて必

要な措置を講ずる。

（関係府省庁：法務省）

（３）戸籍法（昭 22 法 224）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

士業者による各種証明書の職務上請求（戸籍法 10 条の 2 第 3 項及び住民基本台帳法 12 条の 3 第 2 項）については、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減に資するよう、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、不正な職務上請求を防止するための方策を講ずること、及び社会的コストの削減等のためのデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省及び法務省）

（４）栄養士法（昭 22 法 245）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）及び薬剤師法（昭 35 法 146）

免許証（栄養士法 4 条 4 項及び薬剤師法 7 条 2 項）及び指定医証（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 2 条の 2 の 2）の交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の開始に合わせ、オンライン申請の場合には、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する。

（関係府省庁：厚生労働省）

（５）栄養士法（昭 22 法 245）、クリーニング業法（昭 25 法 207）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 35 法 145）、製菓衛生師法（昭 41 法 115）及び職業能力開発促進法（昭 44 法 64）

栄養士、クリーニング師、製菓衛生師及び職業訓練指導員の免許申請等（栄養士法施行令 1 条 1 項、クリーニング業法施行規則 4 条、製菓衛生師法施行令 1 条、職業能力開発促進法施行規則 40 条）並びに登録販売者の登録申請等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 159 条の 7）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和 9 年度から活用することに

ついて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（６）母体保護法（昭 23 法 156）

受胎調節実地指導員の指定の申請等（施行令 1 条）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和 11 年度から活用することについて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

（７）消防法（昭 23 法 186）

危険物取扱者及び消防設備士の免状の交付等（13 条の 2 及び 17 条の 7）に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムの活用を含め、免状の交付事務の更なる効率化及び国民の利便性向上を図る観点から、都道府県の意見を踏まえつつ、具体的な方策について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省）

（８）医師法（昭 23 法 201）、歯科医師法（昭 23 法 202）、保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）、死体解剖保存法（昭 24 法 204）、診療放射線技師法（昭 26 法 226）、歯科技工士法（昭 30 法 168）、臨床検査技師等に関する法律（昭 33 法 76）、理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）及び視能訓練士法（昭 46 法 64）

（i）各法令で定められている免許等の申請（医師法施行令 3 条、歯科医師法施行令 3 条、保健師助産師看護師法施行令 1 条の 3 第 1 項、死体解剖保存法施行令 1 条、診療放射線技師法施行令 1 条の 2、歯科技工士法施行令 1 条の 2、臨床検査技師等に関する法律施行令 1 条、理学療法士及び作業療法士法施行令 1 条及び視能訓練士法施行令 1 条）等に係る手続については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知

事の経由を要しないこととする方向で検討し、令和 11 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：厚生労働省)

- (ii) 免許証（医師法 6 条 2 項、歯科医師法 6 条 2 項、保健師助産師看護師法 12 条 5 項、診療放射線技師法 8 条 1 項、歯科技工士法 6 条 2 項、臨床検査技師等に関する法律 6 条 2 項、理学療法士及び作業療法士法 6 条 2 項及び視能訓練士法 6 条 2 項）及び認定証明書（死体解剖保存法 4 条 2 項）の交付事務については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：厚生労働省)

- (iii) 上記の都道府県経由事務の廃止に係る検討に当たっては、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を免許証等の原本とすることについて、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえつつ、検討する。

(関係府省庁：厚生労働省)

(9) 教育職員免許法（昭 24 法 147）

教育職員の免許申請（5 条の 2 第 1 項）のうち新規の個人授与申請に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和 8 年度から活用することについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：文部科学省)

(10) 通訳案内士法（昭 24 法 210）

全国通訳案内士の登録申請（20 条 1 項）等の手続については、都道府県の事務負担の軽減及び申請者の利便性の向上を図るため、以下のとおりとする。

- ・令和 9 年度から都道府県において国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続を可能とするに当たり、都道府県における当該システムの導入に係る課題等を把握した上で、令和 8 年度中に当該システムの円滑な導入のために必要な措置を講ずる。

- ・非居住者の代理人（施行規則 13 条）による申請時に都道府県が行う事務の合理化について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・当該システムの導入後、登録申請等に関する事務負担の軽減の効果を検証した上で、都道府県における負担軽減が十分に図られていない場合には、更なる負担軽減策について検討し、令和 10 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：国土交通省）

（11）身体障害者福祉法（昭 24 法 283）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）及び療育手帳制度に関する事務

身体障害者手帳の交付申請（身体障害者福祉法 15 条 1 項及び身体障害者福祉法施行令 4 条）、精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45 条 1 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 5 条）、自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 53 条）、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。

- ・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（12）生活保護法（昭 25 法 144）

生活保護法に基づく資産及び収入の状況に係る報告（29 条）については、「預貯金照会のオンライン化の拡大に係る共通化推進方針」（令 7 デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）に基づき、地方公共団体の業務負担の軽減や効率化に資するよう、オンライン照会サービ

ス等を利用して金融機関に預貯金等情報の照会を行っている地方公共団体の事例を収集するとともに、当該照会に係るデジタル化及び地方公共団体の業務改革（BPR）について検討を進めるよう、地方公共団体に令和 7 年度中に周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：金融庁及び厚生労働省）

（13）火薬類取締法（昭 25 法 149）、高圧ガス保安法（昭 26 法 204）、電気工事士法（昭 35 法 139）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭 42 法 149）

丙種火薬類製造保安責任者、甲種火薬類取扱保安責任者、乙種火薬類取扱保安責任者、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、電気工事士及び液化石油ガス設備士の免状の交付等（火薬類取締法 31 条、高圧ガス保安法 29 条、電気工事士法 4 条及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 38 条の 4）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和 10 年度から活用することについて検討し、令和 9 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：経済産業省）

（14）建築士法（昭 25 法 202）

二級建築士及び木造建築士の免許の申請等（4 条 3 項）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和 10 年度を目途に国家資格等情報連携・活用システムを活用することについて、一級建築士の免許の申請等（同条 1 項）に係る当該システムの活用に係る検討状況も踏まえて検討し、令和 9 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：国土交通省）

（15）地方税法（昭 25 法 226）

（i）納税証明書（20 条の 10）及び条例で定める所得課税証明書なども含めた各種税証明書の交付については、地方税ポータルシステム（eLTAX）の更改・改修スケジュールや地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、電子的な交付の方策について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：総務省)

- (ii) 狩猟税（700 条の 51）の課税における軽減税率（700 条の 52 第 1 項 2 号又は 4 号）の適用の判定については、必要な情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加することを含め、当該判定事務におけるマイナンバー情報連携の利活用の促進方策について検討し、令和 10 年度を目途に可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：総務省)

(16) 道路運送車両法（昭 26 法 185）及び自動車損害賠償保障法（昭 30 法 97）

臨時運行の許可（道路運送車両法 34 条）の申請に係る手続については、以下のとおりとする。

- ・市区町村及び申請者の事務負担を軽減するため、マイナポータルサービスの検索・電子申請機能にオンライン申請における標準様式を登録し、その旨を市区町村に通知した。

[措置済み（令和 7 年 12 月 18 日付け国土交通省物流・自動車局自動車情報課、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当事務連絡）]

- ・自動車損害賠償責任保険証明書のオンラインによる提出を可能とすることについて、市区町村の意見を踏まえて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：国土交通省)

(17) 公営住宅法（昭 26 法 193）

公営住宅の家賃決定については、以下のとおりとする。

- ・入居者からの収入申告（16 条 1 項）については、書面による収入申告を行った次年度以降は、各事業主体の裁量により、従来の書面による申告方法に加えて、マイナンバー制度における情報連携を活用した書面によらない申告方法も可能とする方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その

結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・家賃の減免（16 条 5 項）については、各事業主体の裁量において、申請書の提出によらない方法も可能であることを、上記の措置に併せて地方公共団体に周知する。

（関係府省庁：総務省、厚生労働省及び国土交通省）

（18）出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）

在留資格の変更（20 条）及び在留期間の更新（21 条）等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、必要な住民税納税情報の項目及び年数について見直しを検討した上で、住民税納税情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加することにより、住民税納税証明書の提出の省略を可能とすることについて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、情報連携が可能となるまでの間において、電子的な手段による公用照会を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省及び法務省）

（19）調理師法（昭 33 法 147）

調理師の免許申請（施行令 1 条）等に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、令和 9 年度以降オンラインによる手続を可能とするに当たり、当該システムの運用状況を踏まえつつ、都道府県における当該システムの導入に係る課題等を把握した上で、令和 8 年度中に当該システムの円滑な導入のために必要な措置を講ずる。
- ・都道府県における当該システムの導入状況を踏まえつつ、免許申請等に関する事務の効率化の効果を検証した上で、当該事務の外部委託の要否について検討し、令和 11 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(20) 国民健康保険法（昭 33 法 192）

特定疾病認定申請に係る添付書類（施行規則 27 条の 13 第 2 項）については、被保険者の負担を軽減するため、医師等の意見書に代えて医師の診断書等により認定を受けている他制度の書類等を用いて国民健康保険に係る特定疾病認定申請を行うことも可能であることを明確化し、令和 8 年度中に地方公共団体に通知する。

（関係府省庁：厚生労働省）

(21) 災害対策基本法（昭 36 法 223）

マイナポータルを活用した罹災証明書の申請（90 条の 2 第 1 項）については、以下のとおりとする。

- ・適切な申請手続きにつながるよう、被災家屋を撮影する際の具体的な撮影箇所等について、当該申請画面の標準フォーマットの文言として記載するとともに、申請画面に「写真の撮り方」の資料を掲載し、その旨を市区町村に周知した。〔再掲〕

〔措置済み（令和 7 年 2 月 27 日に周知）〕

- ・市区町村の負担軽減及び処理の迅速化のため、被災家屋の所在地を示した地図画像の添付欄を設けること、自己判定方式において被災家屋の全景写真等の添付が必須であることを分かりやすく表示すること等、マイナポータルにおける申請画面の標準フォーマットの見直しについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：内閣府）

(22) 住居表示に関する法律（昭 37 法 119）

市区町村が行う住居表示業務については、住居番号等を管理するための住居表示台帳を紙管理していることによる市区町村の事務負担を軽減するため、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）に効率的にデータを蓄積できる仕組みの構築を念頭に、国・地方を通じたトータルコストを最小化する方策を検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要

な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省）

(23) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭 39 法 129）、雇用保険法（昭 49 法 116）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平 23 法 47）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

- （i）高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る審査については、地方公共団体への実態調査を踏まえつつ、訓練延長給付（雇用保険法 24 条）の支給に関する情報についてマイナンバー制度における情報連携を活用した確認を可能とすることについて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁及び厚生労働省）

- （ii）高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の受給者は訓練延長給付（雇用保険法 24 条）、教育訓練支援給付金（同法附則 11 条の 2）及び職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 7 条）を併給することが禁止されていることを踏まえ、雇用保険制度の給付等と併給することができない給付金が存在することについて雇用保険の受給者等に対して十分な情報提供を行う観点から、令和 7 年度中に、雇用保険の受給者向けのリーフレット等を活用し、併給調整の制度の周知を図る。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁及び厚生労働省）

(24) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭 39 法 134）

特別児童扶養手当に関する認定の請求及び届出等（施行規則 1 条から 13 条。以下この事項において「届出等」という。）並びに特別児童扶養手当認定通知書等の交付（施行規則 17 条から 26 条。以下この事項において「交付」という。）に係る市区町村の事務については、以下のとおりとする。

- ・届出等については、特別児童扶養手当被災状況書の提出（施行規則 1 条 6 号ホ及び 7 号ハ）及び死亡の届出（施行規則 12 条）を除き、申請者及び地

方公共団体の事務負担を軽減するため、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能にオンライン申請における標準様式を登録し、その旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和 7 年 10 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）]

- ・マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、申請者の所得情報等を申請書に自動転記する機能を実装することについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・上記措置の状況等を踏まえ、届出等及び交付に係る市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体へ調査を実施した上で検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(25) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

- （i）住民票の写し等の交付（12条から12条の 4）のオンライン化については、なりすましの防止等に係るセキュリティの観点や、費用対効果等の観点を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省）

- （ii）住民記録システムに記録されている住民データを CSV 形式で出力する機能及び住民異動届に記載のデータを住民記録システムに取り込む機能を当該システムの標準仕様書において実装必須機能と位置付けることについては、地方公共団体の意向や標準準拠システムを提供する事業者のリソース、地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省）

(26) 大気汚染防止法（昭 43 法 97）、騒音規制法（昭 43 法 98）、水質汚濁防止法（昭 45 法 138）、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭 46 法 107）、振動規制法（昭 51 法 64）及び土壤汚染対策法（平 14 法 53）

各法令に基づく届出については、「環境法令に係る申請・届出システムに関する共通化推進方針」（令 7 環境省、デジタル庁）に基づき、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を活用し、令和 8 年度以降、順次オンラインによる手続を可能とする。

（関係府省庁：環境省）

（27）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

- （i）多量排出事業者が行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の作成及び都道府県知事への提出（12 条 9 項及び 12 条の 2 第 10 項）並びに当該計画の実施の状況についての都道府県知事への報告（12 条 10 項及び 12 条の 2 第 11 項）については、提出及び報告のオンライン化に当たり、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を利用するため、当該システムを改修する方向で検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

- （ii）産業廃棄物管理票交付等状況報告書（12 条の 3 第 7 項）については、電子マニフェスト操作体験セミナーの開催などを通じて、引き続き電子化を推進する。

（関係府省庁：環境省）

- （iii）産業廃棄物処理業の許可の申請（14 条 1 項及び 6 項）、更新の申請（同条 2 項及び 7 項）及び変更の許可の申請（14 条の 2 第 1 項）については、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・オンラインで申請可能とする仕組みについては、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を活用する方向で検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・許可の申請等に係る手数料については、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）上で決済システムを通じた電子納付が可能となるよう、引き続き検討を進める。

（関係府省庁：環境省）

(iv) 有害使用済機器の保管等の届出（17 条の 2 第 1 項）及び廃止の届出（施行令 16 条の 4）をオンラインで提出可能とする仕組みについては、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を活用する方向で検討し、令和 10 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

(28) 計量法（平 4 法 51）

計量士の登録申請（施行令 32 条 1 項）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化の可否を検討するとともに、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、当該登録に必要となる申請者の実務経験の証明について計量行政に関する自治事務（検定（16 条 1 項 2 号イ）、定期検査（19 条 1 項）、立入検査（148 条 1 項）等）で得られる知見を都道府県が有していることを考慮しつつ、都道府県の意見を踏まえ、都道府県経由事務の廃止の是非について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、デジタル化された計量士登録証（施行令 34 条 1 項）を、その原本とすることについては、国家資格等情報連携・活用システムの仕様等を踏まえつつ、検討する。

（関係府省庁：経済産業省）

(29) 介護保険法（平 9 法 123）

介護支援専門員の登録申請（施行規則 113 条の 7）等に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和 8 年度から活用することについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(30) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平 13 法 64）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平 14 法 87）

第一種フロン類充填回収業者並びに使用済自動車の引取業者及びフロン類

回収業者の登録申請等に係る手続については、都道府県及び保健所を設置する市（以下この事項において「都道府県等」という。）並びに申請者の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・オンラインで登録申請等を可能とする仕組みについては、必要な機能等に関する都道府県等へのアンケート調査の結果を踏まえ、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）の活用を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・登録申請等に係る手数料については、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）上で決済システムを通じた電子納付が可能となるよう、引き続き検討を進める。

（関係府省庁：経済産業省及び環境省）

（31）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平 16 法 112）

武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムについては、市区町村の事務負担を軽減するため、個人番号カードの活用など、避難住民等の安否情報の収集等（94 条）に係る入力事務の効率化に資する方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

〔再掲〕

（関係府省庁：内閣官房及び総務省）

（32）不動産登記法（平 16 法 123）

公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）における登記所備付地図等の公開については、地方公共団体の利用ニーズを把握・整理した上で、既存の取組との整合性も踏まえつつ、費用対効果を算出した上で検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：法務省）

（33）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

（i）住民記録システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る取消

機能の追加等については、令和 10 年度中の導入を目指すこととしている次期個人番号カードに係るシステム構築に併せて措置する。

(関係府省庁：総務省)

- (ii) マイナポータルのサービス検索・電子申請機能については、申請フォームを作成する際にあらかじめ作成した申請様式をマイナポータルに読み取らせることなく簡易に編集できる機能及び申請を特定の者に限定公開する機能を追加することについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) マイナポータルのサービス検索・電子申請機能については、以下のとおりとする。
- ・申請様式の作成については、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、他の市区町村が作成した申請様式の複写を可能とすること、LGWAN に接続された端末から申請様式のフローのプレビューを可能とすること及び他のアカウントで作成された申請様式の誤編集を防止することについて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ・電子申請に係る機能については、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、入力項目に適したソフトウェアキーボードを表示すること、申請者の入力内容に応じて添付書類の可否を切り替えること及び個人番号の誤入力を防止する方策について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ・電子申請可能な手続を掲載する「サービス・制度」については、申請者及び地方公共団体の利便性向上に資するよう、「サービス・制度」に追加を希望する項目について地方公共団体へ調査を行った上で制度所管府省庁と検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ・地方公共団体から申請者へ通知する決済依頼等の電子メールの宛先については、申請者及び地方公共団体の利便性向上に資するよう、マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、マイナポータルに登録された宛先に統一することについて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(34) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令 3 法 40）

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書の機能要件については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、制度改正等により標準仕様書の記載に変更がない場合であっても、機能要件の前提となる各種規定に変更があり標準準拠システムの改修を要する場合には、制度所管府省庁が、機能要件への適合基準日の見直し、制度改正等と標準仕様書の関係を示す通知の発出等の必要な措置を講ずるよう、令和 7 年度中に周知する。

（関係府省庁：総務省）

(35) 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）

高校生等奨学給付金の申請手続については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、申請者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の事務の実態把握を行った上で、オンライン申請を可能とすることについて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：文部科学省）

(36) 医療保険の資格情報の確認に係る事務

市区町村における住民の医療保険の資格情報の確認方法については、市区町村の事務負担を軽減するため、希望する市区町村においてオンライン資格確認等システムによる確認を可能とするよう、当該システムの導入等に係る費用負担について市区町村等と協議の上、令和 9 年度を目途に必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(37) AI の活用環境の整備に関する事務

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第 4.0 版】」（令 7 総務省）に基づく地方公共団体における AI の活用環境の整備に

については、以下のとおりとする。

- ・「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」（令 4 総務省情報流通行政局地域通信振興課）を改訂し、地方公共団体が作成する生成 AI 利用ガイドラインのひな形を地方公共団体に通知した。

〔措置済み（令和 7 年 12 月 16 日付け総務省情報流通行政局地域通信振興課、自治行政局市町村課行政経営支援室事務連絡）〕

- ・地方公共団体が AI を活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、AI の活用環境の提供について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：総務省）

（38）地方公共団体組織認証基盤

地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する文書等署名用職責証明書（以下この事項において「職責証明書」という。）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・職責証明書の発行名義を首長以外に拡大するとともに、同一名義の職責証明書を複数枚発行することを可能とした。

〔措置済み（令和 7 年 6 月 20 日付け LGWAN 便り）〕

- ・リモート署名方式を導入することの必要性について、地方公共団体情報システム機構に情報提供し、同機構において検討することを確認した。

〔措置済み（令和 7 年 8 月 19 日リモート署名に関する意見交換）〕

（関係府省庁：総務省）

（39）政府共通決済基盤

政府共通決済基盤を活用した手数料等の収納については、市区町村の事務負担を軽減するため、特定の期間における各種申請に係る決済情報の一覧が申請手続の所管課ごとに出力可能となるよう、令和 7 年度中にマイナポータル申請管理を改修する。

(40) 登記情報連携システム

登記情報連携システムの利用申請事務については、申請の審査手続に要する期間が標準的な処理期間である1か月を大幅に超える場合には、その旨を政府共通 NW/LGWAN 掲示板システムにて令和7年8月から掲載することとした。

(関係府省庁：法務省)

[措置済み（「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」にて公表）]

(41) 国家資格等情報連携・活用システム

国家資格等情報連携・活用システムについては、当該システムを活用した免許等の申請等における経由事務の廃止に向けて、関係府省庁の意見を踏まえつつ、必要な機能改修を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：厚生労働省)

【総務省】

(1) 地方自治法（昭22法67）

- (i) 指定納付受託者（231条の2の3第1項）については、指定公金事務取扱者（243条の2第2項）を併せて指定することにより、前払式又は即時払式の決済手段による納付において誤納が発生したときに、払戻金を直ちに支払うことが可能であることを、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
- (ii) 普通地方公共団体の支出の方法（232条の5第2項）については、年度初日が金融機関の休日であることにより、地方公共団体が非常災害のため即時支払を必要とする経費の支払に必要となる前渡金の用意が困難である場合において、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
- (iii) 地方公共団体における公共料金等の支払については、口座振替の方法（施行令165条の2）により、口座引き落としが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
- (iv) 財産区の議会又は総会の設置に関する条例（295条）の制定及び改廃に

については、都道府県知事に加え、市区町村等も議案を提出することを可能とする。

- (v) 監査委員が監査の事務を補助する者（以下この事項において「外部監査人補助者」という。）に係る協議が調った場合等に告示すべき事項（252 条の 32 第 2 項及び 9 項）及び地方公共団体の長が包括外部監査契約又は個別外部監査契約を締結した場合に告示すべき事項（施行令 174 条の 49 の 28 第 1 号及び 174 条の 49 の 35 第 1 号）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、外部監査人補助者等の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (vi) 地方公共団体からの誤払金等の相手方による返納（施行令 159 条）については、支払手段の多様化に対応するため、指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の対象に加えることについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (vii) 市区町村長が地縁による団体を認可地縁団体として認可した場合等に告示すべき事項（施行規則 19 条 1 項 1 号から 3 号及び 6 号）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、認可地縁団体の代表者の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (viii) 普通地方公共団体の長による、指定公金事務取扱者に対する公金の支出に関する事務の委託（243 条の 2）については、公共料金等の特定の経費に係る請求に対する支払事務のみを委託する場合に、指定公金事務取扱者に対する当該支払に必要な資金の交付は、必ずしも事前の交付に限られるものではないことを明確化する方向で検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（２）地方自治法（昭 22 法 67）及び地方公営企業法（昭 27 法 292）

- (i) 普通地方公共団体の長が毎年 2 回以上公表しなければならないこととされている財政状況（地方自治法 243 条の 3 第 1 項）については、予算の要領（同法 219 条 2 項）及び決算の要領（同法 233 条 6 項）の公表のほか、毎会計年度少なくとも 1 回以上公表しなければならないこととする。

- (ii) 地方公営企業の管理者が当該地方公共団体の長に対し毎事業年度少なくとも2回以上提出しなければならないこととされている地方公営企業の業務の状況を説明する書類（地方公営企業法 40 条の2第1項）については、予算の原案の作成（同法 24 条2項）及び決算の調製（同法 30 条1項）のほか、毎事業年度少なくとも1回以上作成し、提出しなければならないこととする。
- (iii) 予算に関する説明書のうち給与費明細書の様式（地方自治法施行規則 15 条の2の別記様式及び地方公営企業法施行規則 46 条1項2号の別記3号様式）については、当該様式に係る制度趣旨を踏まえつつ、地方公共団体の事務負担を軽減するなどの観点から、記載項目に係る簡素化の可否について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（3）戸籍法（昭 22 法 224）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

士業者による各種証明書の職務上請求（戸籍法 10 条の2第3項及び住民基本台帳法 12 条の3第2項）については、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減に資するよう、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、不正な職務上請求を防止するための方策を講ずること、及び社会的コストの削減等のためのデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び法務省）

（4）戸籍法（昭 22 法 224）、住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び児童手当法（昭 46 法 73）

出生届（戸籍法 49 条）の審査において名の振り仮名（同法 13 条1項2号）が一般の読み方（同条2項）として認められるものであるか疑義が生じた場合については、当該出生届について名の振り仮名を空欄として受理した上で、住民票について名の振り仮名（住民基本台帳法 7 条1の2号）を空欄として作成が可能であること、また、名の振り仮名が空欄であっても児童手当の認定の請求（児童手当法 7 条1項）を受理することが可能であることを明確化

し、それぞれ市区町村の戸籍、住民基本台帳及び児童手当の各担当部署に令和7年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁及び法務省）

（５）地方財政法（昭23法109）

- （i）普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体に係る地方債の発行の許可申請（5条の4第4項）については、早期協議等を行う場合のスケジュールについて整理し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
- （ii）地方債については、デジタル証券の発行を念頭に、社債、株式等の振替に関する法律（平13法75）の規定の適用を受ける地方債以外にも、券面を発行しない方式による発行を可能とする。

（６）消防法（昭23法186）

- （i）消防法違反者に対する罰則（9章）については、地方公共団体による告発等の判断に資するよう、以下のとおりとする。
 - ・防火対象物実態等調査により把握する年間告発件数及び参考となる告発事案についての具体的内容を取りまとめ、地方公共団体に令和7年度から文書で周知する。
 - ・上記のほか、告発事案に係る建物の図面・写真や判例等のより詳細な内容を地方公共団体に共有することについて、令和7年度中に関係機関への調査を行った上で、当該関係機関とも連携して検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和8年度から必要な措置を講ずる。
- （ii）危険物取扱者及び消防設備士の免状の交付等（13条の2及び17条の7）に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムの活用を含め、免状の交付事務の更なる効率化及び国民の利便性向上を図る観点から、都道府県の意見を踏まえつつ、具体的な方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

（７）公職選挙法（昭25法100）

- (i) 衆議院小選挙区選出議員の選挙及び衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出については、省令を改正し、当該候補者が兼ねることができない職を辞したものとみなされる場合における当該届出の記載事項（「職業」欄）に係る異動の届出を不要とした。

〔措置済み（公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第64号））〕

- (ii) 選挙の投票所における投票立会人（38条）の一部のオンラインによる立会いについては、地方公共団体の取組状況を踏まえて必要な検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

(8) 電波法（昭25法131）

関係地方公共団体における伝搬障害防止区域図の備付け及び縦覧（102条の2第3項）については、廃止する。

(9) 生活保護法（昭25法144）

保護の決定等に当たり行う要保護者等の収入の認定に関する事務（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭36厚生事務次官通知）第8）については、保護費の決定等の迅速化に資するよう、マイナンバー制度における情報連携により取得した年金関連情報を地方公共団体における生活保護システムに直接取り込むことを可能とするため、地方公共団体への意見照会の結果を踏まえ、生活保護システムの標準仕様書を改定する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和7年度中に必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：財務省、文部科学省及び厚生労働省）

(10) 地方税法（昭25法226）

- (i) 市区町村に提出される公的年金等支払報告書（施行規則10条）については、地方税ポータルシステム（eLTAX）から当該報告書を出力する際、給与支払報告書と同様に、特定の年分のみ電子データで出力することを可能とする機能の必要性について、地方税共同機構に情報提供し、同機構において検討することを確認した。

〔措置済み（令和 7 年 6 月 10 日ほか地方税ポータルシステム（eLTAX）に関する意見交換）〕

- （ii）二輪の軽自動車に係る軽自動車税申告手続については、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムを活用し、令和 8 年度からオンライン化する。

（関係府省庁：国土交通省）

- （iii）都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）（37 条の 2 及び 314 条の 7）については、「ふるさと納税の返礼品確認システムに係る共通化推進方針」（令 7 総務省）に基づき、返礼品等の確認作業に係る国及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 8 年度に予定している返礼品確認システムの構築及び運用開始に向けて必要な措置を講ずる。

- （iv）給与所得に係る特別徴収税額の変更通知（321 条の 6 第 1 項）については、市区町村の判断によって、特別徴収義務者に送付するための過年度分の当該通知作成の有無を選択できるよう、税務システムの標準仕様書の改定について検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和 8 年夏を目途に必要な措置を講ずる。

- （v）納税証明書（20 条の 10）及び条例で定める所得課税証明書なども含めた各種税証明書の交付については、地方税ポータルシステム（eLTAX）の更改・改修スケジュールや地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、電子的な交付の方策について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

- （vi）配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額の還付（314 条の 9 第 2 項及び 3 項）が行われた後に税額変更の賦課決定があり、控除不足額が減額となる場合に生じる債権については、当該債権の法的性格や地方公共団体の課税実務等を踏まえつつ、当該債権の徴収における取扱いの見直しについて検討し、令和 8 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- （vii）狩猟税（700 条の 51）の課税における軽減税率（700 条の 52 第 1 項 2

号又は4号)の適用の判定については、必要な情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加することを含め、当該判定事務におけるマイナンバー情報連携の利活用の促進方策について検討し、令和10年度を目途に可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(11) 地方税法(昭25法226)及び所得税法(昭40法33)

障害者控除の適用対象となる障害者の認定(地方税法施行令7条7号、7条の15の7第6号、46条及び48条の7第2項並びに所得税法施行令10条1項7号及び2項6号)については、市区町村における円滑な判断に資するよう、参考となる事例を整理し、市区町村に令和7年度中に通知する。

(関係府省庁：財務省及び厚生労働省)

(12) 地方公務員法(昭25法261)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)

空家等の所有者等に関する情報の利用等(空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項)については、当該所有者等の把握に関し必要な情報として、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保有する福祉部局等所管の介護保険等の情報を提供するよう他の市町村長から求めがあった場合、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法34条の守秘義務に抵触することなく情報提供することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

(関係府省庁：厚生労働省及び国土交通省)

(13) 行政書士法(昭26法4)

行政書士試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に合格の決定に関する事務を行わせることを可能とすることについて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(14) 公営住宅法（昭 26 法 193）

公営住宅の家賃決定については、以下のとおりとする。

- ・入居者からの収入申告（16 条 1 項）については、書面による収入申告を行った次年度以降は、各事業主体の裁量により、従来の書面による申告方法に加えて、マイナンバー制度における情報連携を活用した書面によらない申告方法も可能とする方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
- ・家賃の減免（16 条 5 項）については、各事業主体の裁量において、申請書の提出によらない方法も可能であることを、上記の措置に併せて地方公共団体に周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁、厚生労働省及び国土交通省）

(15) 出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）

- （i）特定技能所属機関（19 条の 18 第 1 項。以下同じ。）から市区町村に提出される協力確認書（「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令等の施行について」（令 7 出入国在留管理庁政策課長及び総務省自治行政局国際室長通知）。以下同じ。）については、その記載内容を市区町村から都道府県に提供する場合における、個人情報取扱いを整理するために参考となる考え方を、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。

（関係府省庁：法務省）

- （ii）在留資格の変更（20 条）及び在留期間の更新（21 条）等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、マイナンバー制度における情報連携により住民税課税証明書の提出の省略が可能となるようシステム改修等を行い、令和 8 年度中に運用を開始する。

（関係府省庁：法務省）

- （iii）在留資格の変更（20 条）及び在留期間の更新（21 条）等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、必要な住民税納税情報の項目及び年数について見直しを検討した上で、住民税納税情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加するこ

とにより、住民税納税証明書の提出の省略を可能とすることについて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、情報連携が可能となるまでの間において、電子的な手段による公用照会を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び法務省）

（16）離島振興法（昭 28 法 72）

離島活性化交付金等事業計画（7 条の 2）については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項を可能とし留意点を含め、都道府県に令和 7 年度中に通知する。

- ・当該計画及び離島振興計画（4 条）を一体のものとして策定すること。

〔再掲〕

- ・当該計画及び都道府県が策定する離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画を一体のものとして策定すること。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省）

（17）国民健康保険法（昭 33 法 192）

国民健康保険の資格喪失の時期（8 条）については、他の医療保険と重複して被保険者資格を有することによって生じる課題を解決するため、社会保障審議会等における議論を踏まえ、被保険者資格を喪失する事由に該当するに至った日からその資格を喪失することとするこも含めて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（18）災害対策基本法（昭 36 法 223）

災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査（90 条の 2）、被災者台帳の作成（90 条の 3）及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務について

は、地方公共団体の負担軽減及び処理の迅速化を図るため、固定資産課税台帳に記載された家屋に係る登記情報は、地方税法（昭 25 法 226）22 条に規定する秘密には該当しないことを明確化した上で、必要と認められる登記情報を被害認定調査及び応急危険度判定へ活用するための考え方を示した。あわせて、被害認定調査、被災者台帳の作成及び応急危険度判定を所管する部局において、住家の情報を一元的に管理するための考え方を示し、地方公共団体に通知した。〔再掲〕

（関係府省庁：内閣府及び国土交通省）

〔措置済み（令和 7 年 4 月 17 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当・避難生活担当）、国土交通省住宅局建築指導課長通知、令和 7 年 4 月 17 日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知）〕

（19）児童扶養手当法（昭 36 法 238）

児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整（13 条の 2）を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和 7 年度以降に順次年金実施機関で周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁、財務省、文部科学省及び厚生労働省）

（20）住居表示に関する法律（昭 37 法 119）

- （i）街区表示板の設置（8 条 1 項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、告示を改正し、設置場所等に係る基準を緩和することについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- （ii）市区町村が行う住居表示業務については、住居番号等を管理するための住居表示台帳を紙管理していることによる市区町村の事務負担を軽減するため、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）に効率的にデータを蓄積できる仕組みの構築を念頭に、国・地方を通じたトータルコストを最小化する方策を検討し、令和 8 年中に結論を得る。

その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(21) 老人福祉法（昭 38 法 133）

判断能力の低下した高齢者等への対応については、市区町村の適切な判断に資するよう、市区町村等による申立てに基づく後見等が開始され、又は審判前の保全処分がなされるまでの間、事務管理（民法（明 29 法 89）697 条）及び緊急事務管理（同法 698 条）の規定に基づき市区町村が当該高齢者等に必要な支援を行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。

(関係府省庁：法務省及び厚生労働省)

(22) 所得税法（昭 40 法 33）

所得税確定申告書の添付書類である医療費控除の明細書（120 条 4 項 1 号）については、地方公共団体における閲覧事務の更なる効率化の実現に向けて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を通じて提出されるものと同様、書面で提出されるものについても、令和 8 年中に、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じた情報連携を可能とすることにより、当該明細書の電子データを地方税当局が閲覧することを可能とする。

(関係府省庁：財務省)

(23) 行政相談委員法（昭 41 法 99）

行政相談委員（以下この事項において「委員」という。）の委嘱に係る市区町村からの候補者の推薦については、以下のとおりとする。

- ・複数の市区町村を担当区域とする広域的な委員の配置が可能である場合の考え方を整理し、市区町村に令和 8 年秋を目途に通知する。
- ・上記のほか、市区町村の事務負担の軽減に資する方策について、市区町村の意見も踏まえつつ検討し、令和 8 年夏に予定されている次期委員の委嘱手続の開始までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(24) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

- (i) 住民基本台帳に関する事務の処理については、同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求（戸籍法（昭22法224）120条の2第1項2号）の仕組みを活用する際の市区町村の事務負担を軽減するため、簡易な請求様式の活用が可能であることを、市区町村に通知した。

（関係府省庁：法務省）

〔措置済み（令和6年10月31日付け法務省民事局民事第一課長通知）〕

- (ii) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧（11条及び11条の2）、住民票の写し等の交付（12条から12条の4）、除票の写し等の交付（15条の4）、戸籍の附票の写しの交付（20条）及び戸籍の附票の除票の写しの交付（21条の3）において、死亡者の住民票の除票の写し等を交付することにより、ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平13法31）1条1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平12法81）6条）、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平12法82）2条）及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下この事項において「DV等支援措置の対象者」という。）の住所が当該支援措置の相手方に判明することを防ぐことについては、その実効性を確保するため、死亡者の住民票の除票等に記載されている住所がDV等支援措置の対象者の住所と同一である場合には、その旨を住民記録システムにおいて市区町村の職員が把握できるようにするための具体的な方策について、市区町村に令和7年度中に通知する。
- (iii) 住民票の写し等の交付（12条から12条の4）及び住民票コードの再通知のため市区町村が独自に作成する書面の交付については、交付件数の削減により市区町村の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。
- ・既に住民基本台帳ネットワークシステムが利用可能な事務については、当該システムにおいて基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）により本人確認情報（30条の6第1項）を照会することを徹底するように、関係機関に令和7年度中に通知する。

（関係府省庁：法務省及び国土交通省）

- ・不動産登記の申請（不動産登記法（平 16 法 123）18 条）について、個人番号カードに搭載される署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平 14 法 153）3 条 1 項）を登記所に提供することで住民票の写しの添付及び住民票コードの提供が不要となるオンライン申請を積極的に利用するよう、関係団体に令和 7 年度中に通知するとともに、ホームページで周知する。

（関係府省庁：法務省）

- ・自動車の変更登録の申請（道路運送車両法（昭 26 法 185）12 条 1 項）について、個人番号カードに搭載される署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平 14 法 153）3 条 1 項）を運輸支局等に提供することで住民票の写しの添付及び住民票コードの提供が不要となるオンライン申請を積極的に利用するよう、関係団体に令和 7 年度中に通知するとともに、ホームページで周知する。

（関係府省庁：国土交通省）

- ・司法試験及び司法試験予備試験の出願（司法試験法施行規則（平 17 法務省令 84）5 条 1 項及び 4 項）に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン出願を可能とし、受験者がオンライン出願を選択した場合には、出願時の住民票の写しの添付及び住民票コードの提供を不要とする方向で検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：法務省）

- （iv）住民票コードの記載等に係る通知（30 条の 3 第 3 項）については、個人番号通知書の送付と併せて地方公共団体情報システム機構が行うことを含めて、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和 8 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- （v）在留カード等の IC チップ内にある券面情報及び記録事項を住民記録システムに自動入力する機能を当該システムの標準仕様書において実装必須機能と位置付けることについては、地方公共団体の意向や標準準拠システムを提供する事業者のリソース、地方公共団体における標準準拠シ

システムへの移行の進捗状況を踏まえて検討し、令和 9 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：法務省)

- (vi) 住民票の写し等の交付（12条から12条の 4）のオンライン化については、なりすましの防止等に係るセキュリティの観点や、費用対効果等の観点を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

- (vii) 住民記録システムに記録されている住民データを CSV 形式で出力する機能及び住民異動届に記載のデータを住民記録システムに取り込む機能を当該システムの標準仕様書において実装必須機能と位置付けることについては、地方公共団体の意向や標準準拠システムを提供する事業者のリソース、地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(25) 都市再開発法（昭 44 法 38）

公募によらない特定建築者（99 条の 3 及び施行令 40 条の 2）については、当該建築者となることができる者の拡大について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：文部科学省及び国土交通省)

(26) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭 47 法 66）及び地方独立行政法人法（平 15 法 118）

以下に掲げる法人の清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告（公有地の拡大の推進に関する法律 22 条の 8 第 1 項及び地方独立行政法人法 96 条 1 項）については、その回数を 3 回以上から 1 回とする。

- ・ 土地開発公社

(関係府省庁：国土交通省)

- ・ 地方独立行政法人

(27) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）

市区町村が特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために事業者等に健康診断に関する記録の写しの提供を求める場合（27 条 3 項及び 4 項）については、市区町村の事務の効率化のために、住民税課税情報を利用することの可否について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(28) 救急救命士法（平 3 法 36）

アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に係る救急救命処置の範囲の拡大については、令和 7 年に厚生労働省が実施した実証事業の結果を踏まえ、救急救命処置における、エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与の対象拡大について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

(29) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平 14 法 153）

個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書に係る暗証番号の変更及び再設定を法定代理人が行う場合の手続については、法定代理人及び市区町村の負担を軽減するため、省令を改正し、当該手続における照会書兼回答書の提出を不要とし、都道府県等に通知した。

〔措置済み（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 7 年デジタル庁・総務省令第 7 号）、令和 7 年 7 月 1 日付け総務省自治行政局長通知）〕

(30) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平 14 法 153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

- (i) 公的個人認証サービスにおける電子証明書の交付状況の記録については、市区町村の事務負担を軽減するため、「公的個人認証サービス事務処理要領」（平 16 総務省自治行政局長通知）を改正し、当該要領における交付記録簿の記載事項を削除した。

〔措置済み（令和 7 年 7 月 1 日付け総務省自治行政局長通知）〕

- (ii) 個人番号カードに搭載される署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 3 条 1 項）が住民票の異動等により失効した場合（同法 15 条 1 項 2 号）の再発行の手続又は個人番号カードの交付若しくは引渡しを代理人が受ける場合の手続については、代理人及び市区町村の負担を軽減するため、代理権を有すると認められる保佐人及び補助人を、法定代理人に含めるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」（平 27 総務省自治行政局長通知）を改正し、都道府県等に通知した。

〔措置済み（令和 7 年 7 月 1 日付け総務省自治行政局長通知）〕

(31) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平 16 法 112）

- (i) 武力攻撃事態等における安否情報（94 条 1 項）等については、「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令 5 内閣府（防災担当））を参考にしつつ、個人情報の取扱いを整理し、地方公共団体に令和 8 年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：内閣官房）

- (ii) 武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムについては、市区町村の事務負担を軽減するため、個人番号カードの活用など、避難住民等の安否情報の収集等（94 条）に係る入力事務の効率化に資する方策について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：内閣官房及びデジタル庁）

(32) 統計法（平 19 法 53）

- (i) 経済センサス - 活動調査については、令和 8 年に実施予定の次回調査

に向けて、調査員の負担軽減及び担い手確保並びに情報漏えいリスクの軽減に資するよう、試験調査の検証結果等を踏まえ、郵送配布方式による調査対象を拡大することとし、令和 7 年度中に省令を改正する。

（関係府省庁：経済産業省）

- （ii）国勢調査（5 条 2 項）の公表期日前統計情報等については、指定都市に内部統制体制の整備等（地方自治法（昭 22 法 67）150 条）が義務付けられていること等を踏まえ、指定都市への共有を可能とすることについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- （iii）地方交付税法（昭 25 法 211）の基準財政需要額の算定基礎の算出を目的として学校基本調査の調査票情報の二次的利用を行う場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、当該利用手続を簡素化することを検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：文部科学省）

（33）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

- （i）やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときに行うことができる個人番号カードの代理人への交付（施行令 13 条 5 項）については、申請者の負担軽減に資するよう、親族の看護又は介護のため客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる場合にも代理交付を行うことが可能であることを明確化し、都道府県等に通知した。

〔措置済み（令和 7 年 3 月 27 日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室事務連絡）〕

- （ii）1 歳未満の申請者（施行令 13 条 1 項に規定する特定年齢未満申請者をいう。）とその法定代理人が出頭して個人番号カードの交付を受ける場合の手続については、法定代理人及び市区町村の負担を軽減するため、省令を改正し、法定代理人が本人確認書類として顔写真が表示された書類を提示する場合には、市区町村が当該申請者に対して本人確認等を行

うために送付した照会書兼回答書の提出を不要とし、その旨を市区町村に通知した。

〔措置済み（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 7 年デジタル庁・総務省令第 7 号）、令和 7 年 7 月 1 日付け総務省自治行政局長通知）〕

- （iii）運転免許証と一体化した個人番号カードの更新に当たり、個人番号カードと運転免許証を改めて一体化することについては、申請者の負担軽減に資するよう、更新後の個人番号カードに免許情報を自動で記録するサービスが令和 7 年 9 月から開始される旨を地方公共団体に通知した。

〔措置済み（令和 7 年 7 月 28 日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室通知）〕

- （iv）個人番号カードの更新手続において、申請から交付までの間、一時的に個人番号カードが手元からなくなる場合があることについては、申請者の負担軽減に資するよう、郵送やオンラインなどの対面以外の方法により申請し、交付時に市区町村窓口で個人番号カードを受け取る交付時来庁方式での手続により、更新前の個人番号カードの返納と同時に更新後の個人番号カードの交付が可能である旨を、ホームページで公表するなど、関係府省庁と連携しつつ、令和 7 年度中に効果的な周知を行う。
- （v）市区町村が個人番号カードの交付申請者に対して本人確認等を行うために送付する照会書兼回答書については、交付申請者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（昭 42 法 81）11 条及び 11 条の 2）、住民票の写し等の交付（同法 12 条から 12 条の 4）、除票の写し等の交付（同法 15 条の 4）、戸籍の附票の写しの交付（同法 20 条）及び戸籍の附票の除票の写しの交付（同法 21 条の 3）における、ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平 13 法 31）1 条 1 項に規定する配偶者からの暴力をいう。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平 12 法 81）6 条）、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平 12 法 82）2 条）及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置の対象となっている

場合など市区町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、住所地市区町村で居所情報を登録していることを前提に、居所に送付することが可能であることを明確化するため、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」（平 27 総務省自治行政局長通知）を改正し、市区町村に令和 7 年度中に通知する。

(vi) 住民票の異動等の手続において、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平 26 総務省令 85）33 条 1 項）を入力することについては、当該入力が一度で完結できるよう、令和 10 年度中の導入を目指すこととしている次期個人番号カードに係るシステム構築に併せて措置する。

(vii) 住民記録システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る取消機能の追加等については、令和 10 年度中の導入を目指すこととしている次期個人番号カードに係るシステム構築に併せて措置する。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

(viii) 1 歳未満の申請者（施行令 13 条 1 項に規定する特定年齢未満申請者をいう。）が、個人番号カードの交付申請から 1 週間以内で交付を受けることができる特急発行の申出をする場合については、申請者の負担軽減の観点から、出生届と同時に交付申請書を提出する場合に限らず、申請者本人の出頭を不要とすることを検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(34) 地方公共団体情報システム機構法（平 25 法 29）

デジタル基盤改革支援補助金については、以下の措置を講ずる。

- ・デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）において事業着手が認められる時期の考え方を明確化し、地方公共団体情報システム機構から地方公共団体に通知した。

〔措置済み（令和 7 年 6 月 30 日付け地方公共団体情報システム機構管理部長通知）〕

- ・デジタル基盤改革支援基金の設置年限を 5 年間延長し、令和 12 年度末まで

とした。

〔措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 7 年法律第 35 号））〕

（35）空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空家等の所有者等に関する情報の内部利用（10 条 1 項）については、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者の生年月日及び性別の情報について、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度において、内部利用することが可能であることを、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。

（関係府省庁：国土交通省）

（36）地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令元法 64）

特定地域づくり事業協同組合（2 条 3 項）の職員を組合員以外の者のうち関係市町村等へ派遣する場合の員外利用規制の適用については、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額が、その事業年度における組合員の利用分量の総額の 100 分の 50 以内に緩和された。

（関係府省庁：経済産業省）

〔措置済み（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 15 号））〕

（37）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令 3 法 40）

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書の機能要件については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、制度改正等により標準仕様書の記載に変更がない場合であっても、機能要件の前提となる各種規定に変更があり標準準拠システムの改修を要する場合には、制度所管府省庁が、機能要件への適合基準日の見直し、制度改正等と標準仕様書の関係を示す通知の発出等の必要な措置を講ずるよう、令和 7 年度中に周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

(38) 地域おこし協力隊の推進のための措置

地方公共団体が独自に委嘱した外部人材を「地域おこし協力隊推進要綱」（平 21 総務省）に定める地域協力活動と同様の活動に従事させる場合については、地域おこし協力隊に係る研修等の各種支援施策の活用を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和 7 年 10 月 27 日付け総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）]

(39) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち検査促進枠交付金については、事業者の不正等による返還金の徴収に当たり、都道府県の事務負担を軽減するため、不正事業者への対応状況等について調査した上で、取りまとめた情報を都道府県に令和 8 年中に提供する。[再掲]

（関係府省庁：内閣官房及び内閣府）

(40) 全国市町村要覧の編纂に関する事務

全国市町村要覧の編纂については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、全国市町村要覧の在り方を検討の上、今後も継続して編纂する場合には、令和 8 年度から一斉通知・調査システム等を活用するとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村がそれぞれ国へ直接回答する方法に変更することとする。

(41) 栄典関係事務

- (i) 消防分野における都道府県による栄典の候補者の推薦については、関係資料の作成上の注意事項を付記した記載例の更なる充実を図り、当該記載例を都道府県に提供するとともに、履歴書等の情報を基に審査票を簡便に作成できる審査票等作成支援ツールを活用することにより、資料作成業務の効率化が可能であることを、都道府県に改めて周知した。

[再掲]

（関係府省庁：内閣府）

[措置済み（令和 7 年 12 月 1 日付け消防庁総務課表彰係事務連絡）]

- (ii) 栄典制度における推薦手続等については、地方公共団体の事務負担の

軽減に資するよう、以下の措置を講ずる。

- ・栄典環境に係る叙勲受章時に既に協議済みの事案について、叙位推薦時に改めて協議することは不要である旨を明確化し、令和7年度中に栄典関係事務を所管する各府省庁に通知する。〔再掲〕
- ・叙位・死亡叙勲に係る申請書類の総務省への提出時期について、「死亡日を含み2週間以内」を「内閣府提出期限の5日前まで」とするよう、令和7年度中に「栄典関係事務提要（地方自治関係）」（令6総務省大臣官房長通知）を改正し、令和8年度から運用を開始する。〔再掲〕

（関係府省庁：内閣府）

（42）地方公共団体におけるテレワークの推進に関する事務

地方公共団体におけるテレワークの推進については、地方公共団体情報システム機構が実施する「自治体テレワーク試行事業」の本格運用の検討に資するよう、令和6年の「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査」の結果を地方公共団体情報システム機構に情報提供した。

〔措置済み（令和7年10月3日自治体テレワーク試行事業に関する意見交換）〕

（43）地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼に関する事務

市区町村の地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼については、都道府県の事務負担を軽減するため、「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き事務処理要領」（平24総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房総務課地方連携推進室長通知）を改正し、令和9年度から都道府県知事の経由を要しないこととする。

（関係府省庁：外務省）

（44）AIの活用環境の整備に関する事務

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）及び「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第4.0版】」（令7総務省）に基づく地方公共団体におけるAIの活用環境の整備に

については、以下のとおりとする。

- ・「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」（令 4 総務省情報流通行政局地域通信振興課）を改訂し、地方公共団体が作成する生成 AI 利用ガイドラインのひな形を地方公共団体に通知した。〔再掲〕
〔措置済み（令和 7 年 12 月 16 日付け総務省情報流通行政局地域通信振興課、自治行政局市町村課行政経営支援室事務連絡）〕
- ・地方公共団体が AI を活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、AI の活用環境の提供について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
（関係府省庁：デジタル庁）

（45）地方公共団体を対象とした通知・調査・照会業務等に係る事務

- （i）以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとした。
 - ・公営競技納付金の納付に関する規則に定める累積赤字の額について
〔措置済み（令和 7 年 9 月 11 日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）〕
 - ・ふるさと納税による寄附金受入額の調査について
〔措置済み（令和 7 年 10 月 7 日付け総務省自治税務局市町村税課長照会）〕
 - ・公営競技施行状況調査について
〔措置済み（令和 7 年 10 月 16 日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）〕
 - ・地方公共団体における成果連動型民間委託契約方式（PFS）事業の実施状況に係る調査について〔再掲〕
（関係府省庁：内閣府）
〔措置済み（令和 7 年 12 月 8 日付け内閣府成果連動型事業推進室企画官事務連絡）〕
- （ii）以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減する

ため、一斉通知・調査システム上で行うこととした。

- ・合併特例事業に係る地方債発行状況等調査について

〔措置済み（令和 7 年 7 月 2 日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡）〕

- ・令和 8 年度における公営競技施行に係る市区町村の指定申請手続等について

〔措置済み（令和 7 年 10 月 16 日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）〕

- ・固定資産評価審査委員会に対する審査申出状況等に関する調について

〔措置済み（令和 7 年 10 月 31 日付け総務省自治税務局固定資産税課長照会）〕

- ・令和 7 年度における行政改革推進債の起債予定額等について

〔措置済み（令和 7 年 12 月 12 日付け総務省自治財政局財務調査課事務連絡）〕

- ・令和 7 年度における減収補填債の起債予定額等について

〔措置済み（令和 7 年 12 月 12 日付け総務省自治財政局財務調査課事務連絡）〕

- ・令和 8 年度優良地方公営企業総務大臣表彰について

〔措置済み（令和 7 年 12 月 15 日付け総務省自治財政局公営企業課長依頼）〕

(iii) 地方税の収納・徴収対策等に係る調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・一斉通知・調査システム上で行うこととし、その旨通知した。

〔措置済み（令和 7 年 7 月 17 日付け総務省自治税務局企画課長依頼）〕

- ・令和 8 年度から都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとする。

(iv) 国の制度・施策に係る改善点等に関する調については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 7 年度から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとする。

(v) 出生届の提出に至らない子、就籍の届出に至らない者等に係る住民票

を記載等した件数の調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、市区町村が国へ直接回答することとする。

(vi) 地方公務員に関する措置要求及び審査請求の状況等に関する調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度から一斉通知・調査システム上で行うこととする。

(vii) 以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和8年度から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとする。

- ・ 地方公共団体におけるテレワークの取組状況について
- ・ 地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について
- ・ PPP/PFI の実施状況等に関する調査について〔再掲〕

(関係府省庁：内閣府)

- ・ 公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査について
- ・ 「経営比較分析表」に用いる数値の補足調査について

(viii) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数等に関する調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和8年度から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、市区町村が国へ直接回答することとする。

(ix) 以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和8年度から一斉通知・調査システム上で行うこととする。

- ・ 市区町村等が設立している地方独立行政法人について
- ・ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画等の提出について

(x) 以下に掲げる調査等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、次の調査から一斉通知・調査システム上で行うとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村が国へ直接回答することとする。

- ・ 定員管理の参考指標活用状況等調査について
 - ・ 公営企業の抜本的な改革の取組状況調査
- (xi) 一斉通知・調査システムにより実施した調査等に係る結果の公表については、当該システムの調査結果公開機能を積極的に活用するとともに、地方公共団体が編集可能な形式の電子ファイルで調査結果を公開するよう、関係府省庁に対して令和7年度中に通知する。

(46) コンビニ交付サービスに関する事務

標準準拠システムとコンビニ交付サービスに係る証明発行サーバ間の連携については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、当該サーバのファイル形式やデータ標準レイアウトを共通化することを含めた連携を容易にする方策について、地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏まえつつ、関係府省庁等と連携して検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(47) 防災関係通知の送付に係る事務

防災関係通知の送付については、以下の措置を講ずる。

- ・ 防災関係の都道府県担当者の連絡先については、原則として、消防庁が取りまとめて作成し、内閣府（防災担当）と共有する。〔再掲〕
（関係府省庁：内閣府）
- ・ 消防庁が地方公共団体に対して行う調査及び通知については、その宛名と送付先が一致しているか否かの確認を徹底するよう、令和7年度中に関係課室に周知する。

(48) 学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務

学校給食費以外の学校徴収金については、学校教育法（昭22法26）等の規定により学校設置者は学校教育活動に対する責任を有することから、各学校を設置する地方公共団体が公会計で取り扱うことが可能であることを明確化し、公会計化等に係る対応状況や進め方の例と併せて、地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：文部科学省）

〔措置済み（令和7年4月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課長通

知)]

(49) 地方財政状況調査及び地方公営企業決算状況調査

地方財政状況調査及び地方公営企業決算状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、これらの調査における金額の入力を円単位とすることについて検討し、令和 10 年度に予定されている地方財政決算情報管理システムの更改までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(50) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）2 条 11 項）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。）における無線 LAN の利用については、無線接続を可能とする場合に求められる技術的対策等を明示し、地方公共団体に通知した。

[措置済み（令和 7 年 3 月 31 日付け総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長通知）]

(51) 広域リージョン連携

広域リージョン連携ビジョンに基づくプロジェクトを推進するに当たって十分な成果を生み出すために支障となる規制等が存在する場合、関係府省庁が連携して検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[再掲]

（関係府省庁：内閣官房）

(52) 地方公共団体組織認証基盤

地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する文書等署名用職責証明書（以下この事項において「職責証明書」という。）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・職責証明書の発行名義を首長以外に拡大するとともに、同一名義の職責証明書を複数枚発行することを可能とした。 [再掲]

〔措置済み（令和 7 年 6 月 20 日付け LGWAN 便り）〕

- ・リモート署名方式を導入することの必要性について、地方公共団体情報システム機構に情報提供し、同機構において検討することを確認した。〔再掲〕

〔措置済み（令和 7 年 8 月 19 日リモート署名に関する意見交換）〕

（関係府省庁：デジタル庁）

（53）一斉通知・調査システム

一斉通知・調査システムについては、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」（令和 7 内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省）を踏まえ、地方公共団体を対象とした通知、調査及び照会業務については、一斉通知・調査システムを積極的に活用するよう、関係府省庁に通知した。
〔措置済み（令和 7 年 7 月 16 日付け総務省地域力創造グループ地域情報化企画室長、内閣官房行政改革推進本部事務局参事官通知）〕
- ・国から地方公共団体に送付される調査依頼に関する自動通知メールについては、地方公共団体が当該メールの内容により調査の概要を把握しやすくなるよう、当該メールにおいて調査の概要や提出期限を必ず記載することとするなどの運用改善について、令和 7 年度中に関係府省庁へ通知する。
- ・国から調査依頼を受けた全ての依頼先担当名について、地方公共団体が当該システム上で確認できるよう、当該システムを改修する方向で検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【法務省】

（1）民法（明 29 法 89）、空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平 30 法 49）

空家等又は所有者不明土地の適切な管理のため特に必要があると認めるときに地方公共団体が行う相続財産の清算人の選任の請求については、当該請求を行った地方公共団体にその残余財産を帰属させることについて、関係法

令の制度趣旨等を踏まえつつ検討し、令和 9 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：農林水産省及び国土交通省）

（２）行旅病人及行旅死亡人取扱法（明 32 法 93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭 23 法 48）及び生活保護法（昭 25 法 144）

市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保管する遺留金銭等の取扱いについては、市町村の円滑な事務の実施に資するよう、令和 7 年度に実施する調査研究事業の結果等を踏まえ、「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」（令 3 厚生労働省、法務省）の改訂を含め検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

（３）戸籍法（昭 22 法 224）

- （i）届書等（120 条の 4 第 1 項）に係る事務については、届書等を受理した市区町村及び本籍地の市区町村による届出等に係る情報の戸籍情報連携システムへの送信状況及び同システムから市区町村の戸籍情報システムへの通知状況の確認が円滑に行えるよう、市区町村の戸籍情報システムの機能を踏まえつつ、戸籍情報連携システムにおける処理プロセスを含むマニュアル等を作成し、令和 7 年度中に市区町村に通知する。
- （ii）法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて、市区町村が行う戸籍謄本等の請求（以下この事項において「公用請求」という。）については、同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求（120 条の 2 第 1 項 2 号）の仕組みを活用することが可能であることについて、市区町村における円滑な事務の執行に資するための方策として創設された当該仕組みの趣旨と併せて、改めて市区町村に令和 7 年度中に周知する。
- （iii）他の市区町村への転籍の届出（108 条 1 項。以下この事項において「届出」という。）については、届出により戸籍の記載がされる前に更なる届出がなされた場合に、他市区町村における届出の処理状況をよりの確

に把握するための方策について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (iv) 出生の届書等の様式（「戸籍届書の標準様式の全部改正について（通達）」（令 7 法務省民事局長通達別紙 1 から別紙 4））については、市区町村の事務負担を軽減するため、市区町村の意見を踏まえ、他の市区町村等から当該届書等の送付を受けた場合における受附の番号及び年月日（施行規則 20 条 1 項）の記入欄を設けることについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (v) 長期相続登記等未了土地解消事業（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平 30 法 49）44 条）については、市区町村に対する公用請求に代えて、法務局及び地方法務局の職員が戸籍情報連携システムを利用することについて、令和 8 年度の当該事業において行う実務上の課題に関する検証の結果を踏まえて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (vi) 養子縁組の届出（66 条）、養子離縁の届出（70 条）、婚姻の届出（74 条）及び離婚の届出（76 条）を受理した市区町村が新本籍を確認する方法については、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）に基づく公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備に関する検討状況を踏まえつつ、当該データベースが活用可能である旨を周知することについて検討し、令和 12 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
（関係府省庁：デジタル庁）

（４）戸籍法（昭 22 法 224）及び住民基本台帳法（昭 42 法 81）

士業者による各種証明書の職務上請求（戸籍法 10 条の 2 第 3 項及び住民基本台帳法 12 条の 3 第 2 項）については、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減に資するよう、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、不正な職務上請求を防止するための方策を講ずること、及び社会的コストの削減等のためのデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁及び総務省)

(5) 戸籍法（昭 22 法 224）、住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び児童手当法（昭 46 法 73）

出生届（戸籍法 49 条）の審査において名の振り仮名（同法 13 条 1 項 2 号）が一般の読み方（同条 2 項）として認められるものであるか疑義が生じた場合については、当該出生届について名の振り仮名を空欄として受理した上で、住民票について名の振り仮名（住民基本台帳法 7 条 1 の 2 号）を空欄として作成が可能であること、また、名の振り仮名が空欄であっても児童手当の認定の請求（児童手当法 7 条 1 項）を受理することが可能であることを明確化し、それぞれ市区町村の戸籍、住民基本台帳及び児童手当の各担当部署に令和 7 年度中に通知する。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁及び総務省)

(6) 人権擁護委員法（昭 24 法 139）

人権擁護委員の推薦（6 条 3 項）については、令和 7 年度以降、順次、市区町村から人権擁護委員の適任者の確保に関する課題について聞き取りを行うとともに、当該市区町村から申出があった場合には、当該課題に関する意見交換の場を設けるべきことを法務局及び地方法務局に通知した。

〔措置済み（令和 7 年 3 月 26 日付け法務省人権擁護局総務課長通知）〕

(7) 出入国管理及び難民認定法（昭 26 令 319）

(i) 在留カードの紛失等による再交付の申請（19 条の 12 第 1 項）については、申請者及び都道府県の事務負担を軽減するため、申請内容に疑義がある場合を除き、在留カードの所持を失ったことの確認に当たって、警察の発行する遺失届出証明書等の提出を遺失届出受理番号又は盗難届出受理番号を記載した陳述書の提出により代替することを可能とし、その旨を地方公共団体及び関係機関に通知した。〔再掲〕

(関係府省庁：警察庁)

〔措置済み（令和 7 年 2 月 7 日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留企画室長通知、令和 7 年 2 月 12 日付け警察庁長官官房技術企画課長通

達)]

- (ii) 特定技能所属機関から市区町村に提出される協力確認書については、その記載内容を市区町村から都道府県に提供する場合における、個人情報 の取扱いを整理するために参考となる考え方を、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

- (iii) 在留資格の変更 (20 条) 及び在留期間の更新 (21 条) 等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、マイナンバー制度における情報連携により住民税課税証明書の提出の省略が可能となるようシステム改修等を行い、令和 8 年度中に運用を開始する。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

- (iv) 在留資格の変更 (20 条) 及び在留期間の更新 (21 条) 等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、必要な住民税納税情報の項目及び年数について見直しを検討した上で、住民税納税情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加することにより、住民税納税証明書の提出の省略を可能とすることについて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、情報連携が可能となるまでの間において、電子的な手段による 公用照会を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、可能な 限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再 掲〕

(関係府省庁：デジタル庁及び総務省)

(8) 租税特別措置法 (昭 32 法 26)

住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置 (72 条の 2 等) における市区町村長の証明事務 (施行令 41 条及び 42 条 1 項。以下 この事項において「住宅用家屋証明」という。) については、申請者の利便 性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。

- ・住宅用家屋証明書のオンラインによる交付が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 8 年中に通知する。
- ・市区町村が登記情報連携システムを活用することにより、住宅用家屋証明の申請者に求めている登記事項証明書の添付を省略できるようにするため、当該事務の運用について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：国土交通省)

(9) 老人福祉法（昭 38 法 133）

判断能力の低下した高齢者等への対応については、市区町村の適切な判断に資するよう、市区町村等による申立てに基づく後見等が開始され、又は審判前の保全処分がなされるまでの間、事務管理（民法（明 29 法 89）697 条）及び緊急事務管理（同法 698 条）の規定に基づき市区町村が当該高齢者等に必要な支援を行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省及び厚生労働省)

(10) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

- (i) 住民基本台帳に関する事務の処理については、同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求（戸籍法（昭 22 法 224）120 条の 2 第 1 項 2 号）の仕組みを活用する際の市区町村の事務負担を軽減するため、簡易な請求様式の活用が可能であることを、市区町村に通知した。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

〔措置済み（令和 6 年 10 月 31 日付け法務省民事局民事第一課長通知）〕

- (ii) 住民票の写し等の交付（12 条から 12 条の 4）及び住民票コードの再通知のため市区町村が独自に作成する書面の交付については、交付件数の削減により市区町村の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。
 - ・既に住民基本台帳ネットワークシステムが利用可能な事務については、当該システムにおいて基本 4 情報（氏名、生年月日、性別及び住所）により本人確認情報（30 条の 6 第 1 項）を照会することを徹底するよ

う、関係機関に令和7年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省及び国土交通省）

- ・不動産登記の申請（不動産登記法（平16法123）18条）について、個人番号カードに搭載される署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）3条1項）を登記所に提供することで住民票の写しの添付及び住民票コードの提供が不要となるオンライン申請を積極的に利用するよう、関係団体に令和7年度中に通知するとともに、ホームページで周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

- ・司法試験及び司法試験予備試験の出願（司法試験法施行規則（平17法務省令84）5条1項及び4項）に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン出願を可能とし、受験者がオンライン出願を選択した場合には、出願時の住民票の写しの添付及び住民票コードの提供を不要とする方向で検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

- （iii）在留カード等の IC チップ内にある券面情報及び記録事項を住民記録システムに自動入力する機能を当該システムの標準仕様書において実装必須機能と位置付けることについては、地方公共団体の意向や標準準拠システムを提供する事業者のリソース、地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏まえて検討し、令和9年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

（11）不動産登記法（平16法123）

公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）における登記所備付地図等の公開については、地方公共団体の利用ニーズを把握・整理した上で、既存の取組との整合性も踏まえつつ、費用対効果を算出した上で検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

(12) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平 25 法 101）

農用地利用集積等促進計画（18 条 1 項）に基づき農用地等の所有権が移転した場合において農地中間管理機構が行う所有権の移転の登記の申請については、オンラインによる申請を促進するため、申請時に添付する登記義務者等の承諾書における押印及び印鑑証明書を電子署名及び電子証明書により代替することを可能とし、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。

（関係府省庁：農林水産省）

(13) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平 28 法 89）

令和 9 年度から運用を開始する育成就労制度における育成就労実施者から地方公共団体への情報提供の在り方については、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（令和 7 年 3 月 11 日閣議決定）を踏まえ、特定技能制度における特定技能所属機関から市区町村に提出される協力確認書に相当する仕組みを導入し、地方公共団体に令和 8 年度中に通知する。

（関係府省庁：厚生労働省）

(14) 登記情報連携システム

登記情報連携システムの利用申請事務については、申請の審査手続に要する期間が標準的な処理期間である 1 か月を大幅に超える場合には、その旨を政府共通 NW/LGWAN 掲示板システムにて令和 7 年 8 月から掲載することとした。

〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

〔措置済み（「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」にて公表）〕

【外務省】

(1) 地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼に関する事務

市区町村の地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼については、都道府

県の事務負担を軽減するため、「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き事務処理要領」（平 24 総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房総務課地方連携推進室長通知）を改正し、令和 9 年度から都道府県知事の経由を要しないこととする。〔再掲〕
（関係府省庁：総務省）

【財務省】

（１）会計法（昭 22 法 35）

- （i）官庁会計システム（ADAMS II）については、都道府県の円滑な事務に資するよう、自動ログアウト機能の廃止、操作に係る場面に応じた操作ボタンの表示名の改善、債主内訳書付支出負担行為の変更に係る一括入力機能の追加及び関係府省庁の支出負担行為決議に係る債主コード登録の運用見直しについて、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：厚生労働省）

- （ii）国庫金振込通知（支出官事務規程（昭 22 大蔵省令 94）37 条 2 項）については、国庫金の受取人である地方公共団体の円滑な会計事務に資するよう、オンラインによる通知を可能とすることについて、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

（２）生活保護法（昭 25 法 144）

保護の決定等に当たり行う要保護者等の収入の認定に関する事務（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭 36 厚生事務次官通知）第 8）については、保護費の決定等の迅速化に資するよう、マイナンバー制度における情報連携により取得した年金関連情報を地方公共団体における生活保護システムに直接取り込むことを可能とするため、地方公共団体への意見照会の結果を踏まえ、生活保護システムの標準仕様書を改定する方向で検討し、結

論を得る。その結果に基づいて令和7年度中に必要な措置を講ずる。〔再掲〕
(関係府省庁：総務省、文部科学省及び厚生労働省)

(3) 地方税法(昭25法226)及び所得税法(昭40法33)

障害者控除の適用対象となる障害者の認定(地方税法施行令7条7号、7条の15の7第6号、46条及び48条の7第2項並びに所得税法施行令10条1項7号及び2項6号)については、市区町村における円滑な判断に資するよう、参考となる事例を整理し、市区町村に令和7年度中に通知する。〔再掲〕
(関係府省庁：総務省及び厚生労働省)

(4) 租税特別措置法(昭32法26)

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例(35条3項)については、以下のとおりとする。

- ・被相続人居住用家屋等確認書(施行規則18条の2第2項2号)に係る申請書の添付書類については、「原則コピー不可」とされているものについても写しによる提出が可能である旨を、市区町村に令和7年度中に周知する。
- ・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：国土交通省)

(5) 児童扶養手当法(昭36法238)

児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整(13条の2)を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和7年度以降に順次年金実施機関で周知する。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁、総務省、文部科学省及び厚生労働省)

(6) 所得税法(昭40法33)

所得税確定申告書の添付書類である医療費控除の明細書（120 条 4 項 1 号）については、地方公共団体における閲覧事務の更なる効率化の実現に向けて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を通じて提出されるものと同様、書面で提出されるものについても、令和 8 年中に、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じた情報連携を可能とすることにより、当該明細書の電子データを地方税当局が閲覧することを可能とする。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

（7）戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭 40 法 100）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続（施行規則 1 条 1 項）については、請求者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、氏名等届出書の提出を省略するとともに、現況申立書の記載事項を一部省略し、一定の条件を満たす場合には、当該申立書の提出を省略することが可能となるよう特別弔慰金事務処理マニュアルを改訂し、地方公共団体に通知した。

（関係府省庁：厚生労働省）

〔措置済み（令和 7 年 1 月 29 日付け厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係事務連絡）〕

（8）医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金については、申請者及び地方公共団体の補助金手続に係る事務負担を軽減する方策について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁及び厚生労働省）

（9）社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

激甚災害の指定があった場合における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助

金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、協議期間の延長や見積者数等の緩和措置をルール化するなどの災害復旧の円滑な実施に資する方策について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁及び厚生労働省）

（10）母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金に係る民間事業者に対する間接補助については、事業期間内に当該間接補助事業者に対して補助金を交付することが必要である旨を、地方公共団体向けの説明会等を通じて引き続き周知するとともに、令和 7 年度に実施する当該補助金の変更交付申請に係る事務連絡にも記載し、地方公共団体に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

【文部科学省】

（１）学校教育法（昭 22 法 26）

- （i）地方への一時的な移住や二地域居住等の理由による住所の存する市区町村以外の学校への通学に係る地方公共団体の取組については、その教育の質の向上の工夫について調査研究を実施するとともに、区域外就学によらず一時的に通学を受け入れている市区町村の取組事例を公表した。

〔措置済み（文部科学省ホームページ「「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第 6 回）」にて公表）〕

- （ii）「中学校学習指導要領」（平 29 文部科学省告示 64）に定める中学校の水泳指導の取扱いについては、各地方公共団体における子供たちの学習機会の確保に資するよう、水泳の指導や管理業務の考え方、水泳場の集約化等の取組事例及び学校施設環境改善交付金の活用等について、地方公共団体に令和 7 年度中に改めて周知する。

- （iii）高等学校における補助教材としての動画教材の活用については、生徒

の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びに資する効果的な事例や当該事例における工夫等について、地方公共団体等に令和 8 年度中に周知する。

- (iv) 幼稚園の被災状況等の情報収集・共有については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、最適なシステム化の方策を検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁)

(2) 児童福祉法（昭 22 法 164）

一時預かり事業（6 条の 3 第 7 項）については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、住所地以外の市町村（特別区を含む。）が実施する当該事業の対象とすることも差し支えないこと及びこの場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金（子ども・子育て支援法（平 24 法 65）68 条）の対象になることを令和 7 年度中に改めて周知する。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁及び国土交通省)

(3) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

保育所等における低年齢児の健康診断については、こどもの発達段階や施設の性格等に応じて実施できることについて明確化するとともに、低年齢児の健康診断に関する取組事例集を作成し、地方公共団体に通知した。

また、母子保健法（昭 40 法 141）12 条又は 13 条に基づく健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるよう府令等を改正し、地方公共団体に通知した。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁)

〔措置済み（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 82 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 7 年内閣府・文部科学省令第 3 号）、令和 7 年 9 月 16 日付けこども家庭庁成

育局成育基盤企画課長、保育政策課長、母子保健課長、支援局家庭福祉課長、障害児支援課長、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知）]

（４）栄養士法（昭 22 法 245）

栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設（以下この事項において「指定養成施設」という。）の指定等の申請及び届出に係る都道府県経由事務（施行令 9 条及び 12 条から 15 条）については、都道府県の事務負担を軽減する観点から、政令を改正し、以下に掲げる手続について指定養成施設の所在地の都道府県知事の経由を要しないこととし、その旨を都道府県に通知した。

- ・指定養成施設の指定の申請
- ・指定養成施設の内容変更の承認の申請
- ・前年度卒業者の員数及び学生又は生徒の現在員数の届出
- ・指定養成施設の名称等の変更の届出
- ・指定養成施設の廃止等の届出

（関係府省庁：厚生労働省）

[措置済み（栄養士法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 252 号）、令和 7 年 7 月 7 日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知）]

（５）教育職員免許法（昭 24 法 147）

教育職員の免許申請（5 条の 2 第 1 項）のうち新規の個人授与申請に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和 8 年度から活用することについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省庁：デジタル庁）

（６）生活保護法（昭 25 法 144）

保護の決定等に当たり行う要保護者等の収入の認定に関する事務（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭 36 厚生事務次官通知）第 8）については、保護費の決定等の迅速化に資するよう、マイナンバー制度における情報連携により取得した年金関連情報を地方公共団体における生活保護システムに直接取り込むことを可能とするため、地方公共団体への意見照会の

結果を踏まえ、生活保護システムの標準仕様書を改定する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和7年度中に必要な措置を講ずる。〔再掲〕
(関係府省庁：総務省、財務省及び厚生労働省)

(7) 文化財保護法(昭25法214)

登録記念物の現状変更(133条において準用する64条)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、現状変更の届出が不要である場合の考え方等を、地方公共団体に令和8年中に全国会議を通じて周知する。

(8) 文化財保護法(昭25法214)及び文化財保存事業費関係補助金

文化財保存事業費関係補助金の申請等の手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、オンラインによる提出を可能とするとともに、都道府県からの電子メールを「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」(昭54文化庁)に定める都道府県知事又は都道府県教育委員会の進達とみなすことを可能とし、都道府県に令和7年度中に通知する。

(9) 博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)

博物館登録事務(博物館法11条)については、都道府県等及び関係者の意見を踏まえつつ、当該事務手続を行う際の制度面を含めた課題等を整理した上で、改善方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(10) 離島振興法(昭28法72)

離島活性化交付金等事業計画(7条の2)については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項を可能とし留意点を含め、都道府県に令和7年度中に通知する。

- ・当該計画及び離島振興計画(4条)を一体のものとして策定すること。
〔再掲〕
- ・当該計画及び都道府県が策定する離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画を一体のものとして策定すること。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁、総務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省）

（11）特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭 29 法 144）及び就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭 31 法 40）

児童又は未成年の生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、地方公共団体の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者（学校教育法（昭 22 法 26）16 条。以下この事項において同じ。）による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、要保護児童生徒援助費については、市区町村の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（12）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請に係る添付書類の簡素化については、地方公共団体の事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」（令 7 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）を改正し、地方公共団体に令和 7 年度中に周知する。

（13）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭 31 法 162）

補欠の教育長の任期を前任者の残任期間とする規定（5 条 1 項ただし書）の見直しに係る提案への対応については、地方公共団体への調査を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（14）銃砲刀剣類所持等取締法（昭 33 法 6）

銃砲刀剣類の登録等（銃砲刀剣類登録規則（昭 33 文化財保護委員会規則 1）1 条、8 条及び 9 条）に係る事務については、都道府県における当該事務の実態を把握した上で、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
（関係府省庁：警察庁）

（15）公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭 33 法 116）

教職員定数の加配事項の適用（7 条 2 項及び 15 条）については、産・育休代替となることを前提として任用されている教師が、やむを得ない事情により当初の予定よりも早期に産休取得教師に代わり学級担任の業務を担う場合においても、直ちに加配定数の返還を求めるものではなく、個別の状況に応じた柔軟な対応が可能である旨、地方公共団体に周知した。

〔措置済み（令和 7 年 7 月 10 日・14 日公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律に関する説明会）〕

（16）児童扶養手当法（昭 36 法 238）

児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整（13 条の 2）を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和 7 年度以降に順次年金実施機関で周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁、総務省、財務省及び厚生労働省）

（17）都市再開発法（昭 44 法 38）

公募によらない特定建築者（99 条の 3 及び施行令 40 条の 2）については、当該建築者となることができる者の拡大について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省及び国土交通省）

（18）教育基本法（平 18 法 120）

教育支援体制整備事業費交付金のうち、認定こども園設置促進事業については、都道府県の円滑な事務に資するよう、以下のとおりとする。

- ・令和 7 年度事業から交付決定のスケジュールの前倒しを行った。

[措置済み（令和 7 年 7 月 1 日付け文部科学大臣通知）]

- ・上記のスケジュールの前倒しによる効果や影響を踏まえ、更なるスケジュール等の見直しについて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(19) 統計法（平 19 法 53）

- (i) 学校教員統計調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和 7 年度調査より、マクロ付き Excel 形式からブラウザ上で回答可能な HTML 形式の電子調査票に変更を行うとともに、説明会においてその旨を周知した。

[措置済み（令和 7 年 6 月 18 日令和 7 年度学校教員統計調査担当者向け説明会）]

- (ii) 社会教育調査については、調査の対象となる施設及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・令和 9 年度に実施予定の次回調査に向けて、政府統計オンライン調査システムにおける回答様式及び機能の改善を行い、調査の対象となる施設及び地方公共団体に令和 9 年度の調査開始までに通知する。
- ・都道府県及び市町村教育委員会を経由する審査・整理に関する事務の在り方について検討し、令和 10 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (iii) 地方交付税法（昭 25 法 211）の基準財政需要額の算定基礎の算出を目的として学校基本調査の調査票情報の二次的利用を行う場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、当該利用手続を簡素化することを検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

(20) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平 22 法 18）

高等学校等就学支援金の受給資格消滅通知（施行規則 4 条 2 項）については、高等学校等の事務負担を軽減するため、当該通知の作成に当たり定額制授業料の高等学校等を退学等する生徒に係る履修単位数について記入する方法を、都道府県等に令和 7 年度中に通知する。

(21) スポーツ基本法（平 23 法 78）

地方スポーツ推進計画（10 条 1 項）については、地方公共団体の事務負担軽減のため、都道府県別スポーツ実施率のデータを公表した。

〔措置済み（スポーツ庁ホームページ「令和 6 年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（令和 6 年 11 月調査）」にて公表）〕

(22) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費に係る加減調整部分（「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平 27 内閣府告示 49）1 条 30 号）のうち、「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の要件を満たす場合における保育教諭等の加配に関する加算の取扱いについて具体的な事例を示し、地方公共団体に令和 7 年度中に文書で周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

(23) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平 28 法 105）

夜間中学（14 条）の設置については、就学機会の確保の観点から、その設置を促進するとともに通学の困難な地域に居住する生徒の受入れに資するよう、分教室や教育センター等における教室の活用事例を収集し、地方公共団体に令和 7 年度中に周知する。

(24) 高等学校産業教育設備台帳実施要綱

高等学校産業教育設備台帳については、学校教育設備整備費等補助金を用いて整備した設備に係る財産処分の手続等への影響を考慮しつつ、地方公共

団体等の業務負担を軽減するための方策について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(25) 伝統文化親子教室事業

伝統文化親子教室事業（教室実施型）については、応募団体及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・ 応募団体の問合せ先誤りの防止の観点から、事業の募集案内及びホームページにおいて、問合せ先を明確化した。

〔措置済み（令和8年度伝統文化親子教室事業「教室実施型」募集案内（令和7年10月30日伝統文化親子教室事業事務局（株式会社KBC内））、伝統文化親子教室事業ホームページ「令和8年度事業概要（教室実施型）」にて公表）〕

- ・ 地方公共団体の円滑な事業の実施に資するよう、マッチングシステムの記載内容を充実させるなど、運用の改善を図る。
- ・ 事業の申請に係る手続については、令和9年度分の募集から地方公共団体を経由せず、オンラインにより申請する方向で検討し、令和8年9月までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(26) 義務教育費国庫負担金及び教育支援体制整備事業費補助金

義務教育費国庫負担金を充当する非常勤講師と教育支援体制整備事業費補助金を充当する補習等のための指導員等との兼務については、それぞれの職務に従事する勤務時間及びその給与に係る当該負担金及び補助金の支給が明確に区分できる場合には兼務が可能であることを明確化するため、令和7年度中に「補習等のための指導員等派遣事業実施要領」（平25文部科学省初等中等教育局長）等を改正する。

(27) 特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金

特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金に係る実績報告については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、提出期限の見直しを検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(28) 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）

- (i) 高校生等奨学給付金については、高等学校等就学支援金と異なり、申請先が保護者等の住所地の都道府県であることによって生じる都道府県、高等学校等の事務負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を受給しようとする生徒、保護者等向けのリーフレットにおいて、申請先を明記するとともに、当該リーフレットの活用を促進するよう、都道府県に周知した。

[措置済み（令和7年4月25日令和7年度高等学校等就学支援金制度等に関する都道府県担当者等説明会）]

- (ii) 高校生等奨学給付金の申請手続については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、申請者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の事務の実態把握を行った上で、オンライン申請を可能とすることについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[再掲]

(関係府省庁：デジタル庁)

(29) 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金及び文化資源活用事業費補助金

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金（地域文化総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承事業（国指定等）に限る。）及び文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る。）の申請等の手続に係る提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度中に電子データによる提出を可能とする。

(30) 学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務

学校給食費以外の学校徴収金については、学校教育法（昭22法26）等の規

定により学校設置者は学校教育活動に対する責任を有することから、各学校を設置する地方公共団体が公会計で取り扱うことが可能であることを明確化し、公会計化等に係る対応状況や進め方の例と併せて、地方公共団体に通知した。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

〔措置済み（令和 7 年 4 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局財務課長通知）〕

（31）避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査及び指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査

「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」及び「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」において共通的な調査項目である「防災機能設備等の確保状況」については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、両調査を一本化するとともに、調査頻度の見直しや調査項目の削減などの運用改善について検討し、令和 8 年度以降に行う次回調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：内閣府）

（32）都道府県知事が所轄する私立学校への調査

都道府県知事が所轄する私立学校への調査については、都道府県の負担軽減に資するよう、学校法人向けの調査も「文部科学省 WEB 調査システム（EduSurvey）」を活用できるようにするなどの機能改修を行った。

〔措置済み（令和 7 年 3 月までに学校法人向け調査でも活用できるようにするなどの機能改修を実施）〕

【厚生労働省】

（1）行旅病人及行旅死亡人取扱法（明 32 法 93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭 23 法 48）及び生活保護法（昭 25 法 144）

（i）市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の長が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（行旅病人及行旅死

亡人取扱法 11 条から 15 条、墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項並びに生活保護法 18 条 2 項及び 76 条) については、市町村の円滑な事務に資するよう、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」(令 3 厚生労働省、法務省) を改訂し、市町村が預貯金の引き出しを金融機関に依頼するための様式案を定めるとともに、市町村が相続人や死者の債権者等に優先して預貯金を引き出すことが可能であることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関へ通知した。〔再掲〕

(関係府省庁：金融庁)

〔措置済み(令和 7 年 7 月 23 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課事務連絡、令和 7 年 7 月 23 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長、社会・援護局保護課長、金融庁監督局総務課長、農林水産省経営局金融調整課長事務連絡、令和 7 年 7 月 23 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長、社会・援護局保護課長、金融庁監督局総務課長、農林水産省経営局金融調整課長事務連絡) 〕

- (ii) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保管する遺留金銭等の取扱いについては、市町村の円滑な事務の実施に資するよう、令和 7 年度に実施する調査研究事業の結果等を踏まえ、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」(令 3 厚生労働省、法務省) の改訂を含め検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：法務省)

(2) 健康保険法(大 11 法 70)

- (i) 疾患別リハビリテーション料の専従要件については、提案の趣旨を踏まえつつ、限られた医療資源を有効活用する観点から、理学療法士等の専従要件を明確化することについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (ii) 医療保険における訪問栄養食事指導を推進するための方策については、中央社会保険医療協議会において検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) 医療資源の少ない地域を支えることが期待される医療機関等に対する

施策については、当該医療機関等に対する実態調査の結果も踏まえて、中央社会保険医療協議会において検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iv) 過疎地域等における訪問看護師等の移動時間等を踏まえた診療報酬等の見直しについては、関係団体のヒアリングの結果等を踏まえ検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 健康保険料における、被保険者が資格を取得した月と同じ月内にその資格を喪失した場合の保険料の算定については、令和 7 年度中に保険者や事業主等への実態調査を開始した上で、その結果を踏まえ、当該保険料の算定の在り方について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(3) 会計法（昭 22 法 35）

官庁会計システム（ADAMS II）については、都道府県の円滑な事務に資するよう、自動ログアウト機能の廃止、操作に係る場面に応じた操作ボタンの表示名の改善、債主内訳書付支出負担行為の変更に係る一括入力機能の追加及び関係府省庁の支出負担行為決議に係る債主コード登録の運用見直しについて、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：財務省）

(4) 児童福祉法（昭 22 法 164）

小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証（19 条の 3 第 7 項）については、令和 7 年度中に健康保険法施行規則（大 15 内務省令 36）や「児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて」（平 26 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）等を改正し、高額療養費制度の所得区分情報及び加入医療保険情報（保険者名称を含む。）の記載を不要とする。

（５）児童福祉法（昭 22 法 164）及び民生委員法（昭 23 法 198）

民生委員推薦会の議事の開催（民生委員法施行令 4 条）については、欠員補充のため速やかに委嘱を行う必要があるなどのやむを得ない理由がある場合、書面又は持ち回りによって開催するなど柔軟な対応が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和 8 年中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

（６）児童福祉法（昭 22 法 164）、国民健康保険法（昭 33 法 192）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（児童福祉法 57 条の 2 第 2 項、国民健康保険法 65 条 3 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 8 条 2 項）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

（７）児童福祉法（昭 22 法 164）、介護保険法（平 9 法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に関連して交付されるものに係る支払事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、社会保障審議会等における議論を踏まえ、国民健康保険団体連合会への委託を可能とすることについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

（８）児童福祉法（昭 22 法 164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

独立行政法人福祉医療機構が運営する障害者支援施設等災害時情報共有システムについては、以下に掲げる事項に係る改修等について、その必要性や

可否を含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・当該システムの利用対象施設に、障害福祉サービス等情報公表システムへの登録・公表の対象外である施設を加えること。〔再掲〕
- ・同一建物で複数のサービスを行っている事業所からの被災状況の報告について、迅速・適切な被災状況の把握のための報告方法や、現行の運用を改めて周知すること。〔再掲〕
- ・事前入力できる項目について、各施設等における備蓄物等、都道府県において必要な情報を追加すること。〔再掲〕
- ・被災状況の報告に係る事務の実態を踏まえ、国による災害登録がされた時点で事業者が施設の被災状況について登録することを可能とすること。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁)

(9) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、理容師法(昭22法234)、医療法(昭23法205)、クリーニング業法(昭25法207)、毒物及び劇物取締法(昭25法303)、麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)、歯科技工士法(昭30法168)、美容師法(昭32法163)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び柔道整復師法(昭45法19)

(i) 行政手続のオンライン化に向け、以下に掲げる手続の添付書類については、写しの使用が可能であることを、地方公共団体に通知した。

- ・理容所の開設の届出(理容師法11条1項)等
- ・美容所の開設の届出(美容師法11条1項)等
- ・クリーニング所の開設の届出(クリーニング業法5条1項)等
- ・毒物又は劇物の販売業の登録の申請(毒物及び劇物取締法4条2項)、特定毒物研究者の許可の申請(同法6条の2第1項)及び毒物劇物取扱責任者の設置の届出(同法7条3項)等
- ・麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許申請(麻薬及び向精神

薬取締法 3 条 1 項及び 50 条 1 項) 等

- ・薬局の開設の許可（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 4 条 1 項）、店舗販売業の許可（同法 26 条 1 項）、高度医療機器等の販売業及び貸与業の許可（同法 39 条 2 項）並びに管理医療機器の販売業及び貸与業の届出（同法 39 条の 3 第 1 項）等

[措置済み（令和 7 年 11 月 7 日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知、令和 7 年 12 月 12 日付け厚生労働省医薬局総務課長、医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長、医薬安全対策課長、監視指導・麻薬対策課長通知）]

- (ii) 行政手続のオンライン化に向け、以下に掲げる手続の添付書類については、写しの使用が可能であることを、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。

- ・病院等の開設許可（医療法 7 条 1 項）、診療所又は助産所の開設届出（同法 8 条）等
- ・歯科技工所の届出（歯科技工士法 21 条 1 項）等
- ・衛生検査所の登録（臨床検査技師等に関する法律 20 条の 3 第 1 項）等

- (iii) 理容師及び美容師の資格情報については、令和 8 年度に理容師及び美容師免許の登録事務に係るシステムとの連携を予定している国家資格等情報連携・活用システムを活用することで公益財団法人理容師美容師試験研修センターへの照会に代える運用方法等を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (iv) 施術所の開設の届出（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 9 条の 2 第 1 項及び柔道整復師法 19 条 1 項）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムの活用状況を踏まえつつ、オンライン化の可否を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(10) 栄養士法（昭 22 法 245）

- (i) 栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設（以下この事項において「指定養成施設」という。）の指定等の申請及び届出に係る都道府県経由事務（施行令 9 条及び 12 条から 15 条）については、都道府県の事務負担を

軽減する観点から、政令を改正し、以下に掲げる手続について指定養成施設の所在地の都道府県知事の経由を要しないこととし、その旨を都道府県に通知した。

- ・ 指定養成施設の指定の申請 [再掲]
- ・ 指定養成施設の内容変更の承認の申請 [再掲]
- ・ 前年度卒業者の員数及び学生又は生徒の現在員数の届出 [再掲]
- ・ 指定養成施設の名称等の変更の届出 [再掲]
- ・ 指定養成施設の廃止等の届出 [再掲]

(関係府省庁：文部科学省)

[措置済み (栄養士法施行令の一部を改正する政令 (令和 7 年政令第 252 号)、令和 7 年 7 月 7 日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知)]

- (ii) 管理栄養士名簿の訂正の申請 (施行令 3 条 3 項) が遅延した場合の手続については、令和 8 年度以降における管理栄養士免許の申請手続のオンライン化に際して、電子システム上で遅延理由を入力可能とすることにより、当該システムによる手続の場合には、遅延理由に係る書面での提出を不要とする。

(11) 栄養士法 (昭 22 法 245)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭 25 法 123) 及び薬剤師法 (昭 35 法 146)

免許証 (栄養士法 4 条 4 項及び薬剤師法 7 条 2 項) 及び指定医証 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 2 条の 2 の 2) の交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の開始に合わせ、オンライン申請の場合には、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する。 [再掲]

(関係府省庁：デジタル庁)

(12) 栄養士法 (昭 22 法 245)、クリーニング業法 (昭 25 法 207)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭 35 法 145)、製菓衛生師法 (昭 41 法 115) 及び職業能力開発促進法 (昭 44 法 64)

栄養士、クリーニング師、製菓衛生師及び職業訓練指導員の免許申請等 (栄養士法施行令 1 条 1 項、クリーニング業法施行規則 4 条、製菓衛生師法

施行令 1 条、職業能力開発促進法施行規則 40 条) 並びに登録販売者の登録申請等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 159 条の 7) に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和 9 年度から活用することについて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省庁：デジタル庁)

(13) 興行場法(昭 23 法 137)

興行場の許可(2 条 1 項)については、「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について」(昭 25 厚生省公衆衛生局長・建設省住宅局長・文部省社会教育局長通達)一に規定する許可を要しない日数の解釈について、興行ごとではなく興行場ごとに判断できることを都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区に令和 7 年度中に周知する。

(関係府省庁：国土交通省)

(14) 医師法(昭 23 法 201)

医師の地域偏在及び診療科偏在の解消等の医師偏在対策を推進するため、都道府県、医学医術に関する学術団体等及び医道審議会医師分科会医師専門研修部会の意見も踏まえ、シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めることなどについて、厚生労働大臣の令和 8 年度専門研修プログラム等に対する意見(16 条の 10 第 1 項)として、一般社団法人日本専門医機構等に通知した。

[措置済み(令和 7 年 9 月 22 日付け厚生労働大臣通知)]

(15) 医師法(昭 23 法 201)、歯科医師法(昭 23 法 202)、保健師助産師看護師法(昭 23 法 203)、死体解剖保存法(昭 24 法 204)、診療放射線技師法(昭 26 法 226)、歯科技工士法(昭 30 法 168)、臨床検査技師等に関する

法律（昭 33 法 76）、理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）及び視能訓練士法（昭 46 法 64）

- （i）各法令で定められている免許等の申請（医師法施行令 3 条、歯科医師法施行令 3 条、保健師助産師看護師法施行令 1 条の 3 第 1 項、死体解剖保存法施行令 1 条、診療放射線技師法施行令 1 条の 2、歯科技工士法施行令 1 条の 2、臨床検査技師等に関する法律施行令 1 条、理学療法士及び作業療法士法施行令 1 条及び視能訓練士法施行令 1 条）等に係る手続については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする方向で検討し、令和 11 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

- （ii）免許証（医師法 6 条 2 項、歯科医師法 6 条 2 項、保健師助産師看護師法 12 条 5 項、診療放射線技師法 8 条 1 項、歯科技工士法 6 条 2 項、臨床検査技師等に関する法律 6 条 2 項、理学療法士及び作業療法士法 6 条 2 項及び視能訓練士法 6 条 2 項）及び認定証明書（死体解剖保存法 4 条 2 項）の交付事務については、国の体制整備の状況を踏まえつつ、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

- （iii）上記の都道府県経由事務の廃止に係る検討に当たっては、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を免許証等の原本とすることについて、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理した上で、当該システムの活用状況等を踏まえつつ、検討する。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

（16）医療法（昭 23 法 205）

- （i）福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）における医療法人の事業報告書等に係る業務等については、以下のとおりとする。

- ・事業報告書等の届出（52 条 1 項）については、当該システムの活用に関する医療法人に対する働きかけを継続し、令和 8 年中に文書で周知する。
 - ・当該システムに届出があった事業報告書等の閲覧用の電子媒体を都道府県側がダウンロードする機能の改善については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、システム改修を行う方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ・当該システムにおいて事業報告書等の閲覧を可能とすることの可否については、「経済・財政新生計画改革実行プログラム 2024」（令和 6 年 12 月 26 日経済財政諮問会議決定）を踏まえ、医療法人の法的位置付けや社会福祉法人との相違の観点から、引き続き検討する。
- （ii）MRI 搭載車移動式医療装置の使用前検査及び使用許可（27 条）の取扱いについては、「医療法第 27 条の規定に基づく CT 搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（平 20 厚生労働省医政局長通知）における CT 搭載車移動式医療装置に準ずる医療装置に該当し、本通知に基づいた取扱いが可能であることを明確化する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- （iii）標榜可能な診療科名（施行令 3 条の 2）に総合診療科を追加することについては、患者が総合診療を担う医師の受診を希望する場合の医療へのアクセスの円滑化に資するよう、総合診療に関連する学術団体等における検討状況や医学医術に関する学術団体の意見及び「規制改革実施計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づく対応状況を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（17）身体障害者福祉法（昭 24 法 283）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）及び療育手帳制度に関する事務

身体障害者手帳の交付申請（身体障害者福祉法 15 条 1 項及び身体障害者福祉法施行令 4 条）、精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45 条 1 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 5 条）、自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律 53 条)、療育手帳の交付申請等に係る手続については、以下のとおりとする。

- ・医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて引き続き検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
 - ・オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
- (関係府省庁：デジタル庁)

(18) 生活保護法(昭 25 法 144)

- (i) 生活保護法に基づく資産及び収入の状況に係る報告(29 条)については、「預貯金照会のオンライン化の拡大に係る共通化推進方針」(令 7 デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省)に基づき、地方公共団体の業務負担の軽減や効率化に資するよう、オンライン照会サービス等を利用して金融機関に預貯金等情報の照会を行っている地方公共団体の事例を収集するとともに、当該照会に係るデジタル化及び地方公共団体の業務改革(BPR)について検討を進めるよう、地方公共団体に令和 7 年度中に周知する。〔再掲〕

(関係府省庁：金融庁及びデジタル庁)

- (ii) 保護の決定等に当たり行う要保護者等の収入の認定に関する事務(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭 36 厚生事務次官通知)第 8)については、保護費の決定等の迅速化に資するよう、マイナンバー制度における情報連携により取得した年金関連情報を地方公共団体における生活保護システムに直接取り込むことを可能とするため、地方公共団体への意見照会の結果を踏まえ、生活保護システムの標準仕様書を改定する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和 7 年度中に必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省、財務省及び文部科学省)

- (iii) 医療要否意見書における公印の省略(「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭 36 厚生省社会局長通知)様式第 13 号)について

は、省略が可能となるよう地方公共団体の意見も踏まえ、課題を精査した上で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(19) 生活保護法（昭 25 法 144）及び介護保険法（平 9 法 123）

災害時情報共有システムについては、以下の措置を講ずる。

- ・災害時情報共有システムへの介護サービス事業所の被災状況の登録については、市区町村による代理登録を可能とした。

〔措置済み（令和 7 年 10 月 15 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）〕

- ・災害時情報共有システムの対象施設については、令和 7 年度中に保護施設を加える。

(20) 地方税法（昭 25 法 226）及び所得税法（昭 40 法 33）

障害者控除の適用対象となる障害者の認定（地方税法施行令 7 条 7 号、7 条の 15 の 7 第 6 号、46 条及び 48 条の 7 第 2 項並びに所得税法施行令 10 条 1 項 7 号及び 2 項 6 号）については、市区町村における円滑な判断に資するよう、参考となる事例を整理し、市区町村に令和 7 年度中に通知する。〔再掲〕（関係府省庁：総務省及び財務省）

(21) 狂犬病予防法（昭 25 法 247）

- （i）狂犬病予防注射の注射済票の交付（施行規則 12 条）については、市区町村の事務負担の軽減を図るため、地方獣医師会等に当該事務を委託することが可能である旨を令和 7 年度中に市区町村に通知する。

- （ii）狂犬病予防注射（5 条）については、市区町村の事務負担を軽減するため、令和 8 年中に省令を改正し、以下の措置を講ずる。

- ・狂犬病予防注射の時期（施行規則 11 条）については、通年での接種を可能とする。
- ・注射済票の交付（施行規則 12 条）については、3 月 2 日から 3 月 31 日に狂犬病予防注射を実施した場合は翌年度の注射済票を交付する旨の規定を廃止し、実施した日の属する年度の注射済票を交付することと

する。

(22) 狂犬病予防法（昭 25 法 247）及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 法 105）

狂犬病予防注射に係る接種履歴の管理の在り方については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、狂犬病予防法に基づく犬の登録原簿を管理するシステムの共通化等のデジタル化による管理方法の統一化について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

(23) 地方公務員法（昭 25 法 261）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空家等の所有者等に関する情報の利用等（空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条 3 項）については、当該所有者等の把握に関し必要な情報として、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保有する福祉部局等所管の介護保険等の情報を提供しよう他の市町村長から求めがあった場合、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法 34 条の守秘義務に抵触することなく情報提供することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省及び国土交通省）

(24) 社会福祉法（昭 26 法 45）

重層的支援体制整備事業交付金（106 条の 8）の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、交付申請書等の記載例を整備するとともに、記入時の留意事項等を明示し、地方公共団体に令和 8 年中に周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

(25) 公営住宅法（昭 26 法 193）

公営住宅の家賃決定については、以下のとおりとする。

- ・入居者からの収入申告（16 条 1 項）については、書面による収入申告を行った次年度以降は、各事業主体の裁量により、従来の書面による申告方法に加えて、マイナンバー制度における情報連携を活用した書面によらない申告方法も可能とする方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
 - ・家賃の減免（16 条 5 項）については、各事業主体の裁量において、申請書の提出によらない方法も可能であることを、上記の措置に併せて地方公共団体に周知する。〔再掲〕
- （関係府省庁：デジタル庁、総務省及び国土交通省）

（26）離島振興法（昭 28 法 72）

離島活性化交付金等事業計画（7 条の 2）については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項を可能とし留意点を含め、都道府県に令和 7 年度中に通知する。

- ・当該計画及び離島振興計画（4 条）を一体のものとして策定すること。〔再掲〕
- ・当該計画及び都道府県が策定する離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画を一体のものとして策定すること。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁、総務省、文部科学省、農林水産省及び国土交通省）

（27）と畜場法（昭 28 法 114）

と畜場において都道府県知事（保健所設置市にあっては、市長）の行う検査（14 条）に係る牛海綿状脳症（BSE）検査キットの購入については、円滑に検査体制の整備を行う観点から、必要な数量の当該キットを生産することなど、令和 7 年度中に改めて事業者にも周知する。

（28）と畜場法（昭 28 法 114）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平 2 法 70）

外部検証（と畜場法施行規則 3 条 6 項及び 7 条 5 項並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 4 条 4 項）については、当該検証

を担うと畜検査員又は食鳥検査員として任命の対象となる獣医師の確保に資するよう、都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区（以下この事項において「都道府県等」という。）における獣医師の確保の参考となる事例等を調査した上で、都道府県等に令和 8 年度中に通知する。

(29) 厚生年金保険法（昭 29 法 115）

地方公共団体から日本年金機構に提出される被保険者賞与支払届（27 条）については、給与改定の際に生じる賞与額の増額分に関して、地方公共団体の事務負担を軽減するため、訂正によらず、追加支払分として政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）及びマイナポータルを活用したオンラインによる提出を可能とした。

〔措置済み（令和 7 年 3 月 28 日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）〕

(30) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）

厚生労働省所管の一般会計補助金により取得した介護ロボットの財産処分については、事業者及び都道府県の事務負担を軽減するため、申請手続きに関する手順等を令和 7 年度中にホームページで周知する。

(31) 調理師法（昭 33 法 147）

調理師の免許申請（施行令 1 条）等に係る手続きについては、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・国家資格等情報連携・活用システムの活用を希望する都道府県において、令和 9 年度以降オンラインによる手続きを可能とするに当たり、当該システムの運用状況を踏まえつつ、都道府県における当該システムの導入に係る課題等を把握した上で、令和 8 年度中に当該システムの円滑な導入のために必要な措置を講ずる。〔再掲〕
- ・都道府県における当該システムの導入状況を踏まえつつ、免許申請等に関する事務の効率化の効果を検証した上で、当該事務の外部委託の要否について検討し、令和 11 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(32) 国民健康保険法（昭 33 法 192）

- (i) 国民健康保険の高額療養費（57 条の 2）の支給申請については、被保険者及び市区町村の負担軽減に資するよう、当該支給申請手続の簡素化による事務処理の普及のために、要綱等の参考例を作成し、都道府県に令和 7 年度中に周知する。
- (ii) 国民健康保険に係る療養費等の申請における添付書類（施行規則 27 条 2 項及び 27 条の 11 第 2 項）については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）及び厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平 15 厚生労働省令 40）に基づき、地方公共団体の判断によりオンラインによる提出が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。
- (iii) 国民健康保険の事務における他の医療保険との資格重複情報を用いた職権による被保険者資格の喪失処理については、市区町村の負担を軽減する観点から、資格喪失対象者への資格喪失届の提出を求める勧奨文書の送付要件等の見直しを行い、市区町村に令和 7 年度中に通知する。
- (iv) 特定疾病認定申請に係る添付書類（施行規則 27 条の 13 第 2 項）については、被保険者の負担を軽減するため、医師等の意見書に代えて医師の診断書等により認定を受けている他制度の書類等を用いて国民健康保険に係る特定疾病認定申請を行うことも可能であることを明確化し、令和 8 年度中に地方公共団体に通知する。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

- (v) 厚生労働省法令等データベースサービスについては、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、国民健康保険に係る通知等のうち、当該データベースサービスに掲載しておらず、文書保存期間の満了していない通知等を令和 8 年度中に掲載する。
- (vi) 国民健康保険の資格喪失の時期（8 条）については、他の医療保険と重複して被保険者資格を有することによって生じる課題を解決するため、社会保障審議会等における議論を踏まえ、被保険者資格を喪失する事由

に該当するに至った日からその資格を喪失することとすることも含めて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

- （vii）国民健康保険保険給付費等交付金（75 条の2）の交付事務については、地方公共団体の負担を軽減する観点から、都道府県へのアンケート調査の結果等を踏まえ、都道府県から国民健康保険団体連合会等に直接交付する仕組みが全国的に導入されるよう検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- （viii）地方公共団体において実施されているひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置については、国民健康保険の財政への影響や地方公共団体における医療費助成の実施状況を踏まえ、当該措置の在り方について検討する。

（33）国民健康保険法（昭33法192）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）

保険料の収納事務に係る督促状兼納付書及び口座振替不能通知兼納付書については、圧着ハガキ様式で出力することを可能とするため、国民健康保険システム標準化検討会及び後期高齢支援システム標準化検討会における議論を踏まえ、以下のとおりとする。

- ・国民健康保険システムについては、標準仕様書の改定により、帳票レイアウトに出力要件が追加された。
〔措置済み（国民健康保険システム標準仕様書【第1.5版】修正事項一覧（別紙4）帳票レイアウト）〕
- ・後期高齢支援システムについては、帳票レイアウトに出力要件を追加することが可能となるよう、標準仕様書の改定について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（34）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭35法145）

- （i）国内で承認（14条及び19条の2）を受けていない医薬品を、保健衛生

上の観点から業務に必要な範囲で保健所が輸入することについては、
「医薬品等輸入確認要領」（令 7 厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知）における「保健衛生上の観点等から、輸入することが特に必要と認められる場合」に該当することを地方公共団体に文書で周知した。
〔措置済み（令和 7 年 10 月 10 日全国薬務主管課長協議会）〕

- (ii) 医薬品等の国家検定の申請に係る都道府県経由事務（施行令 58 条及び 60 条）並びに都道府県による試験品採取（施行令 59 条）及び合格表示の確認（施行令 61 条 2 項）に係る事務については、都道府県の負担軽減及び検定実施体制の合理化に資するよう、政令を改正し、事業者から検査実施機関に対して直接申請を行う仕組みへの見直しや合格表示の廃止を行うことによって、当該事務を廃止した。

〔措置済み（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 7 年政令第 362 号））〕

(35) 薬剤師法（昭 35 法 146）

「医師・歯科医師・薬剤師届出票情報の提供に係る利用申出手引」（令 2 厚生労働省）に基づき、都道府県が薬剤師届出情報の提供を受けるに当たり提出が必要となる利用申出書類については、都道府県の事務負担を軽減するため、集計様式及び出力様式の記載例を都道府県に令和 7 年度中に周知する。

(36) 児童扶養手当法（昭 36 法 238）

児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整（13 条の 2）を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和 7 年度以降に順次年金実施機関で周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁、総務省、財務省及び文部科学省）

(37) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭 38 法 61）

戦没者等の妻に対する特別給付金の請求手続（施行規則 1 条 1 項）につい

ては、市区町村経由事務（施行令 2 条）及び都道府県による権利の裁定（施行令 3 条）の廃止について検討し、令和 14 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(38) 老人福祉法（昭 38 法 133）

- (i) 判断能力の低下した高齢者等への対応については、市区町村の適切な判断に資するよう、市区町村等による申立てに基づく後見等が開始され、又は審判前の保全処分がなされるまでの間、事務管理（民法（明 29 法 89）697 条）及び緊急事務管理（同法 698 条）の規定に基づき市区町村が当該高齢者等に必要な支援を行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省及び法務省）

- (ii) 老人の日の記念事業（5 条 3 項）については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、当該事業に係る要綱を制定する際には、市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区の協力を得るなど適宜の方法によりお祝い状等を伝達することを当該要綱に追加し、その旨を都道府県、指定都市及び中核市に令和 8 年中に通知する。

(39) 老人福祉法（昭 38 法 133）及び介護保険法（平 9 法 123）

訪問介護サービス等の指定申請（介護保険法 70 条 1 項。以下この事項において「指定申請」という。）及び老人居宅介護等事業等の届出（老人福祉法 14 条。以下この事項において「届出」という。）については、申請者の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。

- ・届出については、指定申請と同時に処理することができるよう、標準様式を新たに定め、地方公共団体に通知した。

〔措置済み（令和 7 年 10 月 23 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡）〕

- ・指定申請については、電子申請・届出システムにより申請する際に、届出も同時に処理することができるよう、システム改修を行う方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(40) 老人福祉法（昭 38 法 133）及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平 17 法 124）

高齢者虐待への対応については、都道府県警察において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際に、都道府県警察と市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要な措置が迅速に講じられるよう、以下の措置を講ずる。

- ・「「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和 5 年 3 月）」の改訂について」（令 7 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において整理されている高齢者虐待の捉え方や高齢者虐待の対象外となる事案への対応方法等について、都道府県警察と市町村との間で認識の統一が図られるよう、都道府県警察及び地方公共団体に通知した。

〔再掲〕

〔措置済み（令和 7 年 11 月 19 日付け警察庁生活安全局人身安全・少年課長通達）〕

- ・都道府県警察から市町村に対して高齢者虐待の通報があった際に、市町村が都道府県警察に通報内容の詳細を確認した上で、事案に応じて他の関係機関に情報提供して対応している事例など、都道府県警察と市町村が連携して実施している取組について、都道府県警察及び地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：警察庁）

(41) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭 39 法 129）、雇用保険法（昭 49 法 116）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平 23 法 47）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

- （i）高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る審査については、地方公共団体への実態調査を踏まえつつ、訓練延長給付（雇用保険法 24 条）の支給に関する情報についてマイナンバー制度における情報連携を活用した確認を可能とすることについて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁及びデジタル庁)

- (ii) 高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の受給者は訓練延長給付（雇用保険法 24 条）、教育訓練支援給付金（同法附則 11 条の 2）及び職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 7 条）を併給することが禁止されていることを踏まえ、雇用保険制度の給付等と併給することができない給付金が存在することについて雇用保険の受給者等に対して十分な情報提供を行う観点から、令和 7 年度中に、雇用保険の受給者向けのリーフレット等を活用し、併給調整の制度の周知を図る。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁及びデジタル庁)

(42) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭 39 法 134）

- (i) 特別児童扶養手当に関する認定の請求及び届出等（施行規則 1 条から 13 条。以下この事項において「届出等」という。）並びに特別児童扶養手当認定通知書等の交付（施行規則 17 条から 26 条。以下この事項において「交付」という。）に係る市区町村の事務については、以下のとおりとする。

- ・届出等については、特別児童扶養手当被災状況書の提出（施行規則 1 条 6 号ホ及び 7 号ハ）及び死亡の届出（施行規則 12 条）を除き、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能にオンライン申請における標準様式を登録し、その旨を地方公共団体に通知した。〔再掲〕

〔措置済み（令和 7 年 10 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）〕

- ・マイナポータルの次期オンライン申請サービスにおいて、申請者の所得情報等を申請書に自動転記する機能を実装することについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
- ・上記措置の状況等を踏まえ、届出等及び交付に係る市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体へ調査を実施した上で検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再

掲]

(関係府省庁：デジタル庁)

- (ii) 障害児福祉手当の支給認定（19 条）及び特別障害者手当の支給認定（26 条の 5 において準用する 19 条）については、地方公共団体における円滑な認定事務に資するよう、「障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する疑義について」（平 28 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）において、多くの地方公共団体から質問を受けた事項を追加し、地方公共団体に令和 8 年度中に通知する。
- (iii) 特別児童扶養手当認定請求書（施行規則 1 条の様式第 1 号）、特別児童扶養手当所得状況届（施行規則 4 条の様式第 6 号）、障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭 50 厚生省令 34）2 条及び 5 条の様式第 3 号）及び特別障害者手当所得状況届（同省令 15 条の様式第 7 号）については、マイナンバー制度における情報連携により所得情報を取得できる場合等には所得に係る記載の省略を可能とすることについて、令和 7 年度に調査を行った上で検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iv) 受給資格者の氏名変更等（施行規則 5 条及び 6 条）の際、職権による処理を可能とすることについては、令和 7 年度中に調査を行った上で、検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(43) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭 39 法 134）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

特別児童扶養手当の支給認定申請（特別児童扶養手当等の支給に関する法律 5 条 1 項）、障害児福祉手当の支給認定申請（同法 19 条）、特別障害者手当の支給認定申請（同法 26 条の 5）並びに障害者支援区分認定に係る申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 21 条 1 項）については、医師の診断書や意見書のオンラインによる提出を可能とすることについて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁)

(44) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭 40 法 100）

- (i) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続（施行規則 1 条 1 項）については、請求者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、氏名等届出書の提出を省略するとともに、現況申立書の記載事項を一部省略し、一定の条件を満たす場合には、当該申立書の提出を省略することが可能となるよう特別弔慰金事務処理マニュアルを改訂し、地方公共団体に通知した。〔再掲〕

(関係府省庁：財務省)

〔措置済み（令和 7 年 1 月 29 日付け厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係事務連絡）〕

- (ii) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続（施行規則 1 条 1 項）については、オンラインによる請求手続の場合の市区町村経由事務（施行令 3 条）の廃止について、都道府県の意見も踏まえつつ検討し、令和 10 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(45) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭 41 法 109）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求手続（施行規則 1 条 1 項）については、市区町村経由事務（施行令 3 条）及び都道府県による権利の裁定（施行令 4 条）の廃止について検討し、結論を得る。その結果に基づいて、次回の請求期間開始までに必要な措置を講ずる。

(46) 職業能力開発促進法（昭 44 法 64）

- (i) 職業訓練指導員試験（30 条 1 項）については、以下の措置を講ずる。
- ・実技試験及び学科試験の全部が免除される者（同条 5 項）については、省令及び「職業訓練指導員試験実施要領」（平 5 労働省職業能力開発局長通達）を改正し、受験の申請と職業訓練指導員免許の申請を併せて行うこと及び都道府県の判断による通年での受験の申請を可能とした。

〔措置済み（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（令

和 7 年厚生労働省令第 56 号)、令和 7 年 4 月 14 日付け厚生労働省人材開発統括官通知、令和 7 年 4 月 21 日付け厚生労働省人材開発統括官通知)]

- ・職業訓練指導員試験を受けることができる者(同条 3 項)であれば、学科試験のうち「指導方法」のみの受験が可能であること等を都道府県に通知した。

[措置済み(令和 7 年 10 月 6 日付け厚生労働省人材開発統括官付参事官(人材開発政策担当)通知)]

- (ii) 技能検定(46 条)に関する事務については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和 7 年度中に技能検定受検者情報収集・管理システムを構築し、受検者の受検番号、試験成績等の情報の収集及び管理並びに技能士台帳の管理等を都道府県が当該システム上で行うことを可能とする。
- (iii) 委託訓練(15 条の 7 第 3 項)については、地方公共団体における適切な事業実施に資するよう、固定費が措置された場合の地方公共団体及び事業者の業務負担への影響等に関する調査を行った上で、契約方式の見直しについて検討し、令和 9 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(47) 労働安全衛生法(昭 47 法 57)

林業の架線集材における繊維ロープの使用については、関係団体における摩耗、熱及び紫外線による強度低下に関する統一的な試験方法や評価方法の整備等を踏まえて、労働災害防止の観点から安全性の検証を行い、使用の可否や使用する場合の要件について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：農林水産省)

(48) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭 48 法 111)

公害診療報酬に係る審査支払事務については、当該事務を実施する地方公共団体に対し、外部委託(23 条 2 項)の希望の有無、費用負担の在り方等について意向等を調査した上で、外部委託について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：環境省)

(49) 雇用保険法（昭 49 法 116）及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭 41 法 132）

生活保護受給者等を主な対象とした一体的実施施設の廃止等の基準となる支援対象者数の目安値については、生活保護の被保護世帯のうち「その他の世帯」数が他の地域と比べて相対的に少ない地域が存在する実情等を踏まえ、当該目安値の算定基礎となる「その他の世帯」数に応じて支援対象者数の区分を細分化する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(50) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）

- (i) 市区町村が特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために事業者等に健康診断に関する記録の写しの提供を求める場合（27 条 3 項及び 4 項）については、市区町村の事務の効率化のために、住民税課税情報を利用することの可否について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

- (ii) 後期高齢者医療における療養の給付を受ける場合の一部負担金（67 条 1 項）に関する基準収入額の職権適用（施行規則 32 条）については、市区町村等の事務負担を軽減するため、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）による後期高齢者医療における 3 割負担（「現役並み所得」）に係る判断基準の見直しについての検討状況等を踏まえ、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修について検討し、令和 10 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(51) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）及び介護保険法（平 9 法 123）

後期高齢者医療保険料の特別徴収については、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係

機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和 10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(52) 地域雇用開発促進法（昭 62 法 23）

地域雇用開発計画の策定（5 条 1 項）に係る雇用開発促進地域に該当すると認められる地域に関する都道府県労働局から都道府県に対する通知については、当該計画に係る都道府県の検討期間を 3 か月以上確保するように、本省から都道府県労働局に通知した。

〔措置済み（令和 7 年 10 月 27 日付け厚生労働省職業安定局地域雇用対策課事務連絡）〕

(53) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法 64）

地域医療介護総合確保基金（介護分）（6 条）については、介護従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、毎年度可能な限り早期に各都道府県への内示を行う。

(54) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平 2 法 70）

食鳥検査（15 条）については、当該検査を担う食鳥検査員として任命の対象である獣医師の確保に資するよう、都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区（以下この事項において「都道府県等」という。）における獣医師の確保の参考となる事例等を調査した上で、都道府県等に令和 8 年度中に通知する。

(55) 救急救命士法（平 3 法 36）

アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に係る救急救命処置の範囲の拡大については、令和 7 年に厚生労働省が実施した実証事業の結果を踏まえ、救急救命処置における、エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与の対象拡大について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：総務省)

(56) 介護保険法（平 9 法 123）

- (i) 指定地域密着型サービスにおける運営推進会議については、市区町村の適切な判断に資するよう、地域の実情に応じて開催頻度を減らすことが可能であることを明確化し、参加者の負担軽減や当該会議の質の向上を図るために参考となる取組事例と併せて、市区町村に令和 7 年度中に文書で周知する。
- (ii) 指定地域密着型サービスの市区町村域を超えた利用（以下この事項において「広域利用」という。）については、市区町村の事務負担軽減及び当該サービス利用者の利便性向上のため、都道府県が主体となり広域利用を促進している事例など、市区町村長間で区域外指定の事前同意（78 条の 2 第 9 項）を行う上で参考となる情報を、地方公共団体に令和 7 年度中に文書で周知する。
- (iii) 通所介護事業所内における外部医療機関によるオンライン診療の実施については、医療法（昭 23 法 205）に係る検討状況を踏まえつつ、医療・介護サービスが適切に提供されるよう、当該事業所がオンライン診療を受診する場所の提供を行う場合や当該事業所の職員が受診の補助等を行う場合の留意事項について整理した上で、地方公共団体に令和 8 年中を目途に文書で周知する。
- (iv) 介護職員初任者研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、オンラインによる実施を認めることが適切な範囲等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和 7 年度中に必要な措置を講ずる。
- (v) 介護支援専門員証の有効期間の更新に伴う更新研修（69 条の 8 第 2 項）については、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の負担軽減のため、社会保障審議会介護保険部会における議論を踏まえ、研修時間を分割して柔軟に受講できるようにすること等を含めた更新研修の在り方について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (vi) 介護保険制度に係る被保険者証（施行規則 26 条 1 項）、負担割合証

(施行規則 28 条の 2 第 1 項) 及び負担限度額認定証 (施行規則 83 条の 6 第 4 項) (以下この事項において「被保険者証等」という。) については、被保険者及び市区町村の事務負担を軽減するため、一定の条件を満たす場合には、被保険者の資格を喪失した場合等に被保険者証等の市区町村への返還を不要とする方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (vii) 介護支援専門員の登録申請 (施行規則 113 条の 7) 等に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和 8 年度から活用することについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

- (viii) 介護保険事業状況報告システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、介護保険事業状況報告 (施行規則 165 条の 2 の 2) を未提出である市区町村へ当該システム上で督促を行う機能を追加するなどの運用改善に資するシステムの改修について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (ix) 介護報酬改定に関する通知等については、介護事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、次回以降の介護報酬改定に向けて、令和 9 年度介護報酬改定における改正後の通知等全文をホームページに公表する方向で検討し、令和 8 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (x) 介護報酬上の特別地域加算の対象地域のうち、「厚生労働大臣が定める地域第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」(令 3 厚生労働省告示 74) に規定する地域の見直しについては、次回以降の介護報酬改定における当該地域の見直しに向けて、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保に資する方策について引き続き検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(57) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平 10 法 114)

- (i) 結核患者が入院又は退院したときの病院管理者の届出 (53 条の 11) については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、電子メールによる

提出が可能であることを地方公共団体に通知した。

〔措置済み（令和 7 年 10 月 24 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）〕

- (ii) 結核に係る定期の健康診断の通報又は報告（53 条の 7）の頻度（施行規則 27 条の 5 第 1 項）については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 7 年度中に省令を改正し、現行の月 1 回から年 1 回とする。

(58) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

- (i) 市町村の地域生活支援事業（77 条）に係る独自施策システムについては、標準準拠システムである障害者福祉システムと連携し、一体的なシステム管理が可能である旨を、ホームページで周知した。

〔措置済み（厚生労働省ホームページ「障害者福祉システム等標準化検討会（令和 6 年度第 4 回）」にて公表）〕

- (ii) 自立支援医療（5 条 25 項）に係る受給者証については、加入医療保険の記号及び番号の記載の省略が可能であることについて、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。

- (iii) 指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額（施行令 17 条）の認定については、市区町村が負担上限月額等の算定に必要な事項をマイナンバー制度における情報連携等によって確認できる場合、支給決定障害者等（5 条 24 項）による申請書等の提出（支給申請時における申請書の提出を除く。）の省略が可能であることを明確化し、市区町村に令和 7 年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

- (iv) 障害支援区分の認定（21 条 1 項）における区分 6 の有効期間（「介護給付費等の支給決定について」（平 19 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の 2）については、市区町村における認定状況を踏まえつつ、障害支援区分認定業務に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて令和 9 年度中に必要な措置を講ずる。

- (v) 障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（44 条 3 項及び 84 条 2 項）の中山間地域等における適用については、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、社会保障審議会等において検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(59) 統計法（平 19 法 53）

民生委員・児童委員の活動記録等については、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係団体と協議の上、記載内容等が明確となるよう「民生委員・児童委員活動記録記入の手引き」（全国民生委員児童委員連合会）等の改訂を図り、令和 8 年度中に地方公共団体に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

(60) 生活困窮者自立支援法（平 25 法 105）

生活困窮者自立支援統計システムについては、地方公共団体における事務の効率化を図るため、支援方針を情報集約する機能等について検討し、令和 9 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(61) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

- (i) 臨床調査個人票（6 条 1 項）の行政記載欄のうち「臨床調査個人票の記載を紙媒体で行う場合の行政記載欄の取扱いについて」（令 7 厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課事務連絡）に掲げる現在記入が必須となっている項目等については、都道府県等の事務負担の軽減の観点から、記載事項の更なる簡素化を行い、その旨を都道府県等へ令和 7 年度中を目途に通知する。あわせて、当該通知においては、臨床調査個人票のオンライン登録の促進に係る指定医療機関に対する周知について、協力要請を行う。
- (ii) 指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証（7 条 4 項）については、令和 7 年度中に健康保険法施行規則（大 15 内務省令 36）や「難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する特定医療及び特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象療養に係る高額療

養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて」（平 26 厚生労働省健康局疾病対策課長通知）等を改正し、高額療養費制度の所得区分情報及び加入医療保険情報（保険者名称を含む。）の記載を不要とする。

（iii）臨床調査個人票（6 条 1 項）については、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論等を踏まえ、個々の疾病の特性を考慮しつつ有効期間の延長の可否について検討し、令和 8 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（iv）指定難病の特定医療費支給認定申請（6 条 1 項）については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、マイナポータル API（自己情報取得 API）を活用したオンライン申請について検討し、令和 8 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（62）難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）、特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

特定医療費の支給における指定医療機関の指定（14 条）、特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業における契約医療機関との契約等に関する事務については、都道府県等の事務負担を軽減するため、その運用において参考となる事例を整理し、都道府県等に令和 8 年中に通知する。

（63）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平 28 法 89）

令和 9 年度から運用を開始する育成就労制度における育成就労実施者から地方公共団体への情報提供の在り方については、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（令和 7 年 3 月 11 日閣議決定）を踏まえ、特定技能制度における特定技能所属機関から市区町村に提出される協力確認書に相当する仕組みを導入し、地方公共団体に令和 8 年度中に通知する。〔再掲〕（関係府省庁：法務省）

(64) 特定の母子世帯員等に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度

特定の母子世帯員等に対する特定者用定期乗車券購入証明書の交付に係る事務については、当該証明書の様式を電子的に送付することを含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁)

(65) 地方単独医療費助成制度

地方単独医療費助成制度の利用者が居住する区域外の医療機関を受診する場合において、全国的に現物給付を円滑に行えるよう、以下の措置を講ずる。

- ・区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について、地方公共団体に周知した。

〔再掲〕

〔措置済み（令和7年2月25日地方単独医療費等助成事業の現物給付化の推進に係る全国説明会）〕

- ・医療機関等の事務負担の軽減を図るため、診療報酬改定DXの取組状況を踏まえつつ、全国の地方単独医療費助成制度情報を収録したマスタを作成し、ホームページに公表した。〔再掲〕

〔措置済み（厚生労働省ホームページ「診療報酬情報提供サービス」にて公表）〕

- ・当該マスタの効果的な活用方策について、診療報酬算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通的な電子計算プログラムである共通算定モジュールの根拠データとしてのマスタの活用を令和8年度中に開始する。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁)

(66) 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業については、評価機関及び都道府県推進組織の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を図るため、都道府県推

進組織及び関係団体の意見を踏まえつつ、以下のとおりとする。

- ・他の都道府県推進組織において研修を受講した評価機関について、その研修の内容が、都道府県推進組織が自ら実施する研修の内容と同等であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
- ・都道府県推進組織の負担軽減を図る観点から、事務の簡素化等について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁)

(67) 災害派遣医療チーム (DMAT) 体制整備事業

日本 DMAT 隊員養成研修については、自然災害の頻発化を踏まえ、受講機会を拡大する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和 8 年度中に必要な措置を講ずる。

(68) 医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

医療施設等災害復旧費補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金については、申請者及び地方公共団体の補助金手続に係る事務負担を軽減する方策について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁及び財務省)

(69) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

- (i) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和 8 年度

中に質疑応答集を作成し、地方公共団体に通知する。また、以下に掲げる事項について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・ 寄付金等の取扱いや新たな災害によって復旧途中の施設が再度被災した場合の補助金の手続、査定方法等の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（平 22 厚生労働事務次官通知）等において明確化等の必要な周知を行うこと。〔再掲〕
 - ・ 協議等に係る様式の見直しなどの事務の簡素化〔再掲〕
- （関係府省庁：こども家庭庁）

- （ii）激甚災害の指定があった場合における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金及び保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、協議期間の延長や見積り数等の緩和措置をルール化するなどの災害復旧の円滑な実施に資する方策について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 〔再掲〕
- （関係府省庁：こども家庭庁及び財務省）

（70）児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金及び社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金

児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金及び社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金については、今後、同様の制度が創設される場合には、執行状況等を踏まえつつ、あらかじめ申請期間を複数回設けることや追加の申請を受け付けること、申請に係る事務連絡等を可能な限り早期に発出することなど、柔軟な対応を行う。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁）

（71）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度、交付申請に係る協議から交付決定までのスケジュールを地方公共団体に文書で周知するとともに、可能な限り早

期に内示を行う。

(72) 医療保険の資格情報の確認に係る事務

市区町村における住民の医療保険の資格情報の確認方法については、市区町村の事務負担を軽減するため、希望する市区町村においてオンライン資格確認等システムによる確認を可能とするよう、当該システムの導入等に係る費用負担について市区町村等と協議の上、令和9年度を目途に必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(73) イベントホームステイ（イベント民泊）

イベントホームステイ（イベント民泊）については、「イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）」（平 28 観光庁観光産業課、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課。以下この事項において「ガイドライン」という。）の運用の明確化を図るため、令和7年度中に、「「規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）」に基づくイベント開催時の旅館業法上の取扱いについて」（平 29 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）の「イベント開催時の取扱い Q&A」において、以下に掲げる事項を追加し、地方公共団体に通知する。

- ・ イベントホームステイ（イベント民泊）の対象施設については、ガイドライン2（1）の趣旨を踏まえつつ、関係行政機関との事前相談の結果を踏まえた上で地方公共団体の判断により公共施設や集会施設を対象とすることが可能であること。
- ・ イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する際の宿泊施設の不足状況の確認については、イベントの実施地域の地方公共団体の地理的状況や交通事情を踏まえつつ、宿泊施設の不足が見込まれることを客観的かつ合理的に説明できるのであれば、当該地方公共団体内の宿泊施設のみを対象とした確認で差し支えないこと。
- ・ イベントホームステイ（イベント民泊）の宿泊者については、ガイドライン2（1）の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断において、当該地方公共団体の住民も対象とすることが可能であること。

- ・ イベントホームステイ（イベント民泊）の対象となるイベントについては、ガイドライン2（1）の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断において、教育機関やPTAが主催するイベントも対象とすることが可能であること。
- ・ イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する際の宿泊者の入浴については、自宅提供者の浴室に代えて、地域の公衆浴場を利用することが可能であること。

（関係府省庁：国土交通省）

（74）国家資格等情報連携・活用システム

国家資格等情報連携・活用システムについては、当該システムを活用した免許等の申請等における経由事務の廃止に向けて、関係府省庁の意見を踏まえつつ、必要な機能改修を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

【農林水産省】

（1）民法（明29法89）、空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127）及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平30法49）

空家等又は所有者不明土地の適切な管理のため特に必要があると認めるときに地方公共団体が行う相続財産の清算人の選任の請求については、当該請求を行った地方公共団体にその残余財産を帰属させることについて、関係法令の制度趣旨等を踏まえつつ検討し、令和9年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：法務省及び国土交通省）

（2）家畜商法（昭24法208）

都道府県等が実施する家畜の取引の業務に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（4条の2第1項）については、受講者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減のため、オンラインによる開催が可能であることを、改めて都道府県に令和7年度中に通知する。

（３）植物防疫法（昭 25 法 151）

生産園地及び生産施設の登録の申請（「二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領」（令 5 農林水産省消費・安全局長通知）第 2）等については、輸出先国の検疫条件に適合していることの証明に関与すること等を条件として、都道府県の判断により、都道府県を経由せず、事業者から植物防疫所に直接提出することを選択できるようにすることについて検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和 8 年度中に必要な措置を講ずる。

また、事業者及び都道府県の負担軽減に資するよう、各品目に係る申請書の記載例等を順次作成し、事業者及び都道府県に令和 7 年度以降に周知する。

（４）家畜改良増殖法（昭 25 法 209）

都道府県等が実施する家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会（16 条 2 項）については、都道府県等の事務負担を軽減するため、これらの講習会の学科科目についてオンラインによる開催が可能であること及び複数の都道府県又は農林水産大臣の指定する者が講習会を共催することが可能であること等を、改めて都道府県等に令和 7 年度中に通知する。

（５）家畜伝染病予防法（昭 26 法 166）

家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜（2 条 1 項）については、政令を改正し、エミューが家畜伝染病予防法の対象家畜であることを明確化した。

〔措置済み（家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 311 号））〕

（６）国土調査法（昭 26 法 180）

土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請（19 条 5 項）の手続については、事前審査項目の整理を行った上で、審査体制の強化や審査の効率化など、審査期間を短縮するための方策を検討し、令和 7 年度中に結論を得る。

その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(7) 森林法（昭 26 法 249）

(i) 森林関連情報に該当する地番等については、森林クラウドシステムにおいてオープンデータとして活用可能とするため、以下の措置を講ずる。

- ・オープンデータ化等に向けた指針及び留意事項を「森林関連情報のオープンデータ化等の取扱いに関するガイドライン」として取りまとめ、都道府県に通知した。

[措置済み（令和 7 年 1 月 31 日付け林野庁森林整備部計画課長通知）]

- ・当該ガイドラインを踏まえ、「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」の改訂がなされるよう、同ガイドラインを公開している森林 GIS フォーラムに通知した。

[措置済み（令和 7 年 7 月 28 日付け林野庁森林整備部計画課長通知）]

(ii) 地域森林計画における林道の開設及び改良に関する計画の記載（5 条 2 項 7 号）については、林道の路面補修等の維持又は修繕は改良に含まれず、地域森林計画への記載は不要であることを、改めて都道府県に周知した。

[措置済み（令和 7 年 10 月 9 日・16 日・21 日・27 日・30 日森林整備事業ブロック別打合せ会議）]

(iii) 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書（10 条の 8 第 1 項）については、土石採取事業等、森林以外の用途への一時的な転用を目的とした伐採であって、市町村が、当該用途に合理性があり、市町村森林整備計画の達成上支障がないと判断する場合には、当該事業が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して造林すべき期間を設定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 7 年度中に文書で周知する。

(8) 農地法（昭 27 法 229）

(i) 営農型太陽光発電設備（施行規則 30 条 2 項）を設置する場合の農地転用許可における要件のうち、当該設備の下部の農地において栽培する農作物の単位面積当たりの収穫量（施行規則 47 条 6 号イ。以下この事項に

において「単収」という。)に係るものについては、同一市区町村の当該農作物のうち有機栽培によるものの平均的な単収データが整備されている場合には、当該データとの比較によって判断しても差し支えないことを明確化し、地方農政局及び地方公共団体に令和7年度中に文書で周知する。

- (ii) 遊休農地の所有者等に対する利用意向調査(32条1項)については、他の調査等との一体的な実施及び市区町村が独自にオンライン化することが可能であることの明確化を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(9) 離島振興法(昭28法72)

離島活性化交付金等事業計画(7条の2)については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項を可能とし留意点を含め、都道府県に令和7年度中に通知する。

- ・当該計画及び離島振興計画(4条)を一体のものとして策定すること。
[再掲]
- ・当該計画及び都道府県が策定する離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画を一体のものとして策定すること。[再掲]

(関係府省庁：こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)

(10) 果樹農業振興特別措置法(昭36法15)

果樹園経営計画の認定申請に係る経由事務(施行令4条)については、市区町村の事務負担の軽減及び事務の円滑化を図るため、事務処理マニュアルを作成し、令和8年中に市区町村に周知する。

(11) 労働安全衛生法(昭47法57)

林業の架線集材における繊維ロープの使用については、関係団体における摩耗、熱及び紫外線による強度低下に関する統一的な試験方法や評価方法の整備等を踏まえて、労働災害防止の観点から安全性の検証を行い、使用の可

否や使用する場合の要件について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：厚生労働省）

（12）農業経営基盤強化促進法（昭 55 法 65）

施行規則 1 条に規定する青年の年齢については、全国の新規就農者の実態を踏まえ、課題等を整理しつつ、見直しの可否について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（13）農地中間管理事業の推進に関する法律（平 25 法 101）

農用地利用集積等促進計画（18 条 1 項）に基づき農用地等の所有権が移転した場合において農地中間管理機構が行う所有権の移転の登記の申請については、オンラインによる申請を促進するため、申請時に添付する登記義務者等の承諾書における押印及び印鑑証明書を電子署名及び電子証明書により代替することを可能とし、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：法務省）

（14）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平 26 法 78）

多面的機能支払交付金（3 条 3 項 1 号の事業に対して補助するために交付する交付金をいう。）については、「食料・農業・農村基本計画」（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）において事務手続の簡素化等の効率化を推進していくこととしている中で、地方公共団体の意見を踏まえ、申請に係る書類の簡素化について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（15）農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金については、以下の措置を講ずる。

- ・公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合における交付決定前着手を可能とし、地方農政局及び地方公共団体に通知した。

〔措置済み（令和 7 年 4 月 1 日付け農林水産省農村振興局長通知、令和 7 年 4 月 1 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）〕

- ・地方公共団体が事業を円滑に推進できるよう、令和7年度中に「農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱」（昭33農林省）を改正し、農林水産大臣の承認申請を要しない軽微な変更についての要件を緩和する。

(16) 水田活用直接支払交付金

水田活用直接支払交付金については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、「経営所得安定対策等実施要綱」（平23農林水産事務次官依命通知）及び「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平26農林水産省生産局長通知）を改正し、報告様式を削減するなど事務手続の簡素化を行った。

[措置済み（令和7年3月19日付け農林水産省農産局長通知、令和7年4月1日付け農林水産事務次官通知）]

(17) 森林組合一斉調査

森林組合一斉調査については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・調査票の確認等に係る都道府県の作業時間を確保するため、調査対象者から都道府県への提出時期の早期化等により、都道府県の作業期間を1か月延長するなど、令和8年度から運用の改善を図る。
- ・調査項目の削減については、都道府県の意見を踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・生産森林組合への調査頻度を減らすことについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(18) 林業労働・経営対策に係る実績等についての調査

林業労働・経営対策に係る実績等についての調査については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・調査票の確認等に係る都道府県の作業時間を確保するため、国から都道府県への調査依頼時期の早期化及び都道府県から当該調査票の国への提出期限の延長を行い、都道府県の作業期間を少なくとも2か月延長するなど、令和8年度から運用の改善を図る。

- ・調査票の様式の一部を削減するとともに、改善措置実施状況報告（「林業労働力の確保の推進に関する法律の運用について」（平 8 林野庁長官・労働省職業安定局長通達）第 3 の 6 の（2））からの転記を不要とするなど、令和 8 年度から調査項目の簡素化を行う。

(19) 素材生産事例調べ

素材生産事例調べについては、都道府県の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・調査票の確認等に係る都道府県の作業時間を確保するため、国に対する調査票の提出期限を 1 か月延長するなど、令和 8 年度から運用の改善を図る。
- ・調査項目の削減については、都道府県等の意見を踏まえて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(20) 高性能林業機械の保有状況調査

高性能林業機械の保有状況調査については、調査項目の削減や調査頻度を減らすなど、都道府県の事務負担の軽減を図るとともに、都道府県経由事務の廃止について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(21) 農業委員会サポートシステム

農業委員会サポートシステムについては、以下のとおりとする。

- ・当該システムをより活用しやすくするため、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、基本的なシステム操作等についてより分かりやすいマニュアルを作成し、地方公共団体に周知した。
[措置済み（令和 7 年 12 月 1 日に周知）]
- ・地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、農地や農地所有者に関する情報の検索機能の改善や操作性の向上などを図る方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(22) 土木施設に関する住民からの通報等システム

土木施設に関する住民からの通報等システムについては、国・地方デジタ

ル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、システムを共通化することが適切かを検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省庁：国土交通省)

【経済産業省】

(1) 火薬類取締法（昭 25 法 149）

火薬庫等の保安検査（35 条）については、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会の意見を聴いた上で、前回の保安検査の日から 1 年（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、3 年）を経過した日（以下この事項において「基準日」という。）の前後 1 か月以内に行う場合には、基準日において当該検査を受けたものとみなす方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 火薬類取締法（昭 25 法 149）、高圧ガス保安法（昭 26 法 204）、電気工事士法（昭 35 法 139）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭 42 法 149）

丙種火薬類製造保安責任者、甲種火薬類取扱保安責任者、乙種火薬類取扱保安責任者、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、電気工事士及び液化石油ガス設備士の免状の交付等（火薬類取締法 31 条、高圧ガス保安法 29 条、電気工事士法 4 条及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 38 条の 4）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、国家資格等情報連携・活用システムを令和 10 年度から活用することについて検討し、令和 9 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(3) 信用保証協会法（昭 28 法 196）

特別保証制度の変更に係る主務大臣への報告（35 条 1 項及び 52 条 1 項）については、法令等の改正等に伴う統一的な内容の変更等の場合及び軽微な内

容の変更の場合は、地方公共団体等の事務負担の軽減のため、報告頻度を低くする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：金融庁）

（４）電気事業法（昭39法170）

自己託送（2条1項5号ロ）については、「自己託送に係る指針」（平26資源エネルギー庁）において、一般送配電事業者（2条1項9号）が、要件に該当することを確認するに当たり、判断に疑義が生じる場合には、資源エネルギー庁や供給区域を管轄する経済産業局に確認が可能としていることを踏まえ、問合せ先をホームページに公表した。

〔措置済み（資源エネルギー庁ホームページ「自己託送に関する Q&A」にて公表）〕

（５）計量法（平4法51）

- （i）特定市町村における適正計量管理事業所の指定の申請（127条2項）、変更及び廃止の届出（施行規則81条において準用する施行規則31条及び34条）に係る手続については、特定市町村の事務負担の軽減を図る観点から、当該指定に係る検査（127条3項）について計量行政に関する自治事務（定期検査（19条1項）、立入検査（148条1項）等）で得られる知見を特定市町村が有していることを考慮しつつ、都道府県及び特定市町村の意見を踏まえ、特定市町村経由事務の廃止の是非について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- （ii）計量士の登録申請（施行令32条1項）等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化の可否を検討するとともに、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、当該登録に必要となる申請者の実務経験の証明について計量行政に関する自治事務（検定（16条1項2号イ）、定期検査（19条1項）、立入検査（148条1項）等）で得られる知見を都道府県が有していることを考慮しつつ、都道府県の意見を踏まえ、都道府県経由事務の廃止の是非について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

る。

また、デジタル化された計量士登録証（施行令 34 条 1 項）を、その原本とすることについては、国家資格等情報連携・活用システムの仕様等を踏まえつつ、検討する。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

- (iii) 水道メーターの検定証印等の有効期間（72 条 2 項）については、水道メーターの構造（羽根車式、電磁式及び超音波式）それぞれの特性に応じて検定有効期間の見直しに必要な技術的検証を行い、令和 9 年度までに順次結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（６）中小企業等経営強化法（平 11 法 18）

導入促進基本計画（49 条 1 項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、計画に定める事項（同条 2 項）の記載例を示すとともに、他の計画等からの引用を可能とすることや、計画策定の手続の合理化等について、中小企業等の経営強化に関する基本方針（3 条）を改正し、令和 8 年中に地方公共団体に通知する。

（７）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平 11 法 86）

電子情報処理組織使用届出書（施行規則 12 条 1 項）等に関する手続については、都道府県の事務負担を軽減する観点から、オンライン化のための具体的な方策について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省庁：環境省）

（８）フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平 13 法 64）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平 14 法 87）

第一種フロン類充填回収業者並びに使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録申請等に係る手続については、都道府県及び保健所を設置する市（以下この事項において「都道府県等」という。）並びに申請者の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・オンラインで登録申請等を可能とする仕組みについては、必要な機能等に関する都道府県等へのアンケート調査の結果を踏まえ、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）の活用を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
- ・登録申請等に係る手数料については、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）上で決済システムを通じた電子納付が可能となるよう、引き続き検討を進める。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び環境省）

（9）統計法（平 19 法 53）

経済センサス - 活動調査については、令和8年に実施予定の次回調査に向けて、調査員の負担軽減及び担い手確保並びに情報漏えいリスクの軽減に資するよう、試験調査の検証結果等を踏まえ、郵送配布方式による調査対象を拡大することとし、令和7年度中に省令を改正する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

（10）地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令元法 64）

特定地域づくり事業協同組合（2条3項）の職員を組合員以外の者のうち関係市町村等へ派遣する場合の員外利用規制の適用については、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額が、その事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の50以内に緩和された。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

〔措置済み（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第15号））〕

（11）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令3法 60）

再商品化計画に関する事務については、以下の措置を講ずる。

- ・再商品化製品の品質検査については、関係する市区町村から地方環境事務所に対して相談があった場合、参考となる情報を提供することとし、その旨を地方環境事務所に通知した。

[措置済み（令和 7 年 5 月 23 日付け環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室事務連絡）]

- ・分別収集物の品質検査については、検査の実施に当たり市区町村がより効果的に活用できるよう、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（2.1 版）」（令 7 経済産業省、環境省）を改訂し、市区町村に令和 8 年度中に周知する。

（関係府省庁：環境省）

【国土交通省】

（１）民法（明 29 法 89）、空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平 30 法 49）

空家等又は所有者不明土地の適切な管理のため特に必要があると認めるときに地方公共団体が行う相続財産の清算人の選任の請求については、当該請求を行った地方公共団体にその残余財産を帰属させることについて、関係法令の制度趣旨等を踏まえつつ検討し、令和 9 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：法務省及び農林水産省）

（２）児童福祉法（昭 22 法 164）

一時預かり事業（6 条の 3 第 7 項）については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、住所地以外の市町村（特別区を含む。）が実施する当該事業の対象とすることも差し支えないこと及びこの場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金（子ども・子育て支援法（平 24 法 65）68 条）の対象になることを令和 7 年度中に改めて周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁及び文部科学省）

（３）興行場法（昭 23 法 137）

興行場の許可（2 条 1 項）については、「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合は法の運用について」（昭 25 厚生省公衆衛生局長・建設省住宅局長・文部省社会教育局長通達）一に規定する許可を要し

ない日数の解釈について、興行ごとではなく興行場ごとに判断できることを都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区に令和7年度中に周知する。

[再掲]

(関係府省庁：厚生労働省)

(4) 測量法（昭24法188）

- (i) 測量法に基づく基本測量（4条）及び公共測量（5条）については、国土地理院の長及び測量計画機関から関係都道府県知事に対して行う実施の通知（14条1項及び2項（39条で準用する場合を含む。））を廃止するとともに、都道府県知事の公示に係る事務（14条3項（39条で準用する場合を含む。））を廃止し、国土地理院の長が公示することとする。
- (ii) 測量業者の登録簿の閲覧（55条の12）については、都道府県の事務負担を軽減するため、閲覧事務の実態を踏まえ電子化を可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(5) 通訳案内士法（昭24法210）

- (i) 全国通訳案内士の登録申請時の添付書類（施行規則16条2項）については、申請者及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県及び関係団体から健康診断書の必要性等について意見聴取を行った上で、健康診断書を不要とすることの可否を含め、その簡素化について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (ii) 全国通訳案内士の登録申請（20条1項）等の手続については、都道府県の事務負担の軽減及び申請者の利便性の向上を図るため、以下のとおりとする。
 - ・令和9年度から都道府県において国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続を可能とするに当たり、都道府県における当該システムの導入に係る課題等を把握した上で、令和8年度中に当該システムの円滑な導入のために必要な措置を講ずる。[再掲]
 - ・非居住者の代理人（施行規則13条）による申請時に都道府県が行う事務の合理化について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に

基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

- ・当該システムの導入後、登録申請等に関する事務負担の軽減の効果を検証した上で、都道府県における負担軽減が十分に図られていない場合には、更なる負担軽減策について検討し、令和 10 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：デジタル庁)

(6) 建築基準法（昭 25 法 201）

- (i) 幼保連携型認定こども園に関する建築基準法上の取扱いについては、例外的に一定の部分を幼稚園の用途に供する部分として取り扱うことが可能な場合について、地方公共団体に改めて通知した。〔再掲〕

(関係府省庁：こども家庭庁)

〔措置済み（令和 7 年 10 月 31 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡、令和 7 年 10 月 31 日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡）〕

- (ii) 建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者検定の受検申込み（施行令 8 条の 2）については、可能な限り早期に国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる申込みを可能とする。また、その申込みの開始に合わせて、建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込み（同条及び施行令 8 条の 5 第 5 項）における都道府県経由事務を廃止する。

- (iii) 建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出（15 条 1 項）については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI 等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和 9 年 4 月から可能とするよう必要な取組を進める。

上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務（同条 4 項）の廃止について検討し、令和 9 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、令和 8 年度中に建築着工統計データ管理シ

システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。

- (iv) 建築計画概要書等の書類の閲覧（93 条の 2）については、「建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針」（令 7 国土交通省）に基づき、建築計画概要書等の書類の閲覧をオンラインで行うことができるシステムを整備する方向で検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、書類の閲覧に係る手続の円滑化を図るため、個人情報の取扱いを整理した上で、省令の改正についても検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（７）建築士法（昭 25 法 202）

二級建築士及び木造建築士の免許の申請等（4 条 3 項）に係る手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和 10 年度を目途に国家資格等情報連携・活用システムを活用することについて、一級建築士の免許の申請等（同条 1 項）に係る当該システムの活用に係る検討状況も踏まえて検討し、令和 9 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

（８）港湾法（昭 25 法 218）、地方住宅供給公社法（昭 40 法 124）、地方道路公社法（昭 45 法 82）、公有地の拡大の推進に関する法律（昭 47 法 66）及び広域臨海環境整備センター法（昭 56 法 76）

以下に掲げる法人の清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告（港湾法 10 条の 8 第 1 項、地方住宅供給公社法 37 条の 6 第 1 項、地方道路公社法 35 条の 6 第 1 項、公有地の拡大の推進に関する法律 22 条の 8 第 1 項及び広域臨海環境整備センター法 30 条の 6 第 1 項）については、その回数を 3 回以上から 1 回とする。

- ・ 港務局
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 地方道路公社

- ・土地開発公社〔再掲〕
（関係府省庁：総務省）
- ・広域臨海環境整備センター
（関係府省庁：環境省）

（９）地方税法（昭 25 法 226）

二輪の軽自動車に係る軽自動車税申告手続については、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムを活用し、令和 8 年度からオンライン化する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

（10）地方税法（昭 25 法 226）及び道路運送車両法（昭 26 法 185）

割賦販売代金が完済された所有権留保付自動車の使用者である租税の滞納者が自動車検査証記録事項の変更（道路運送車両法 67 条）申請を行わない場合については、租税徴収事務の円滑な執行を図るため、地方公共団体が債権者に代わって当該変更申請を行うことが可能となる事例について、地方公共団体に令和 8 年中に通知する。

（11）地方公務員法（昭 25 法 261）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空家等の所有者等に関する情報の利用等（空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条 3 項）については、当該所有者等の把握に関し必要な情報として、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保有する福祉部局等所管の介護保険等の情報を提供するよう他の市町村長から求めがあった場合、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法 34 条の守秘義務に抵触することなく情報提供することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省及び厚生労働省）

（12）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭 26 法 97）

「過年発生災害復旧事業の再調査要綱」（昭 57 建設省河川局長通知）に基づく災害復旧事業等再調査については、再調査以降のやむを得ない状況変化

により金額の変更が生じた場合（再調査を実施した年度に完了する工事において変更が生じた場合を含む。）は、一定の手続を経て翌年度以降も引き続き再調査が実施できることを明確化し、都道府県等に対して令和 8 年中に通知するとともに、災害復旧事業の担当省会議等においても周知する。

(13) 道路運送法（昭 26 法 183）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）27 条 1 項に基づく指定医の診察のための被通報者の移送等については、休日や夜間等において地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合に、20 条 2 号に基づき、あらかじめ地域公共交通会議等での合意が得られているときには、営業区域外旅客輸送が認められることを、令和 7 年度中に地方運輸局及び地方公共団体に通知する。

(14) 道路運送車両法（昭 26 法 185）

- (i) 自動車検査証の電子化に伴い運輸支局等の窓口で書面配布している「自動車検査証記録事項」については、利用者及び地方公共団体の利便性を引き続き確保するため、令和 7 年 12 月末までとしている窓口での配布期間を令和 9 年 12 月末まで延長し、その旨をホームページで周知した。
[措置済み（国土交通省ホームページ「電子車検証特設サイト」にて公表）]
- (ii) 道路運送車両法に基づく登録事項等証明書の請求（22 条 1 項）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）を含む地方公共団体が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）等の法令の定める事務等の遂行に必要な限度で交付請求する場合は、自動車登録番号のみでの請求が可能である旨を市町村に令和 7 年度中に通知する。
(関係府省庁：環境省)

(15) 道路運送車両法（昭 26 法 185）及び自動車損害賠償保障法（昭 30 法 97）

臨時運行の許可（道路運送車両法 34 条）の申請に係る手続については、以下のとおりとする。

- ・市区町村及び申請者の事務負担を軽減するため、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能にオンライン申請における標準様式を登録し、その

旨を市区町村に通知した。〔再掲〕

〔措置済み（令和 7 年 12 月 18 日付け国土交通省物流・自動車局自動車情報課、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当事務連絡）〕

- ・自動車損害賠償責任保険証明書のオンラインによる提出を可能とすることについて、市区町村の意見を踏まえて検討し、令和 8 年中に結論を得る。

その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁）

（16）公営住宅法（昭 26 法 193）

（i）公営住宅の家賃決定については、以下のとおりとする。

- ・入居者からの収入申告（16 条 1 項）については、書面による収入申告を行った次年度以降は、各事業主体の裁量により、従来の書面による申告方法に加えて、マイナンバー制度における情報連携を活用した書面によらない申告方法も可能とする方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
- ・家賃の減免（16 条 5 項）については、各事業主体の裁量において、申請書の提出によらない方法も可能であることを、上記の措置に併せて地方公共団体に周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁、総務省及び厚生労働省）

（ii）公営住宅建替事業（2 条 15 号）の定義における「近接する土地」及び「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」（37 条 4 項 2 号）については、事業主体の裁量を制限するものとならないよう留意しつつ、地方公共団体の参考となる事例の公表について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（iii）公営住宅の建替えを伴わない団地集約を実施する場合に、事業主体による公営住宅の入居者に対する明渡請求を可能とすることについては、人口減少等の社会情勢の変化や地方公共団体の意見を踏まえつつ、入居者の居住権の保護や住宅ストックの質的改善の在り方などを含めて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（17）宅地建物取引業法（昭 27 法 176）

- (i) 宅地建物取引士の登録申請等（19 条 1 項）に係る手続については、申請者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減のため、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）による申請等が可能であることを、指定試験機関を通じて申請者に令和 7 年度中に周知する。
- (ii) 宅地建物取引業の都道府県知事の免許申請等に係る手続については、以下のとおりとする。
 - ・申請手続に必要な様式を国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）内に令和 7 年度中に掲載する。
 - ・免許申請及び更新に係る手数料納付の簡素化について検討し、令和 8 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(18) 道路法（昭 27 法 180）

- (i) 特殊車両通行確認制度（47 条の 10 第 1 項）については、更なる利用促進を図るとともに、地方公共団体の負担軽減に資するよう、電子化してもなお個別に審査を要する箇所について令和 7 年度中に地方公共団体に対するヒアリング等を実施し、その結果を踏まえて地方公共団体に対し必要な支援を行う。
- (ii) 特定車両停留施設に係る許可申請手続（施行規則 4 条の 19 第 1 項）については、事業者及び道路管理者の事務負担の軽減に資するよう、オンライン申請に係るシステムを令和 9 年度中に構築する。

(19) 離島振興法（昭 28 法 72）

離島活性化交付金等事業計画（7 条の 2）については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項を可能とし留意点を含め、都道府県に令和 7 年度中に通知する。

- ・当該計画及び離島振興計画（4 条）を一体のものとして策定すること。

〔再掲〕

- ・当該計画及び都道府県が策定する離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画を一体のものとして策定すること。〔再掲〕

（関係府省庁：こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省）

(20) 土地区画整理法（昭 29 法 119）

- （i）土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の公告（29 条 2 項）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- （ii）土地区画整理審議会の委員の選挙における当選人の氏名及び住所の公告（施行令 35 条 5 項）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(21) 租税特別措置法（昭 32 法 26）

- （i）相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例（35 条 3 項）については、以下のとおりとする。
 - ・被相続人居住用家屋等確認書（施行規則 18 条の 2 第 2 項 2 号）に係る申請書の添付書類については、「原則コピー不可」とされているものについても写しによる提出が可能である旨を、市区町村に令和 7 年度中に周知する。〔再掲〕
 - ・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕（関係府省庁：財務省）
- （ii）住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置（72 条の 2 等）における市区町村長の証明事務（施行令 41 条及び 42 条 1 項。以下この事項において「住宅用家屋証明」という。）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。
 - ・住宅用家屋証明書のオンラインによる交付が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 8 年中に通知する。〔再掲〕

- ・市区町村が登記情報連携システムを活用することにより、住宅用家屋証明の申請者に求めている登記事項証明書の添付を省略できるようにするため、当該事務の運用について検討し、令和８年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
(関係府省庁：法務省)

(22) 災害対策基本法（昭 36 法 223）

- (i) 災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査（90 条の 2）、被災者台帳の作成（90 条の 3）及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務については、地方公共団体の負担軽減及び処理の迅速化を図るため、固定資産課税台帳に記載された家屋に係る登記情報は、地方税法（昭 25 法 226）22 条に規定する秘密には該当しないことを明確化した上で、必要と認められる登記情報を被害認定調査及び応急危険度判定へ活用するための考え方を示した。あわせて、被害認定調査、被災者台帳の作成及び応急危険度判定を所管する部局において、住家の情報を一元的に管理するための考え方を示し、地方公共団体に通知した。〔再掲〕

(関係府省庁：内閣府及び総務省)

〔措置済み（令和 7 年 4 月 17 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当・避難生活担当）、国土交通省住宅局建築指導課長通知、令和 7 年 4 月 17 日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知）〕

- (ii) 都道府県等が国土交通省の防災業務計画（36 条 1 項）に基づき行う、その管理する道路の被災状況の報告については、試行的に運用している情報共有システムの運用状況や地方公共団体の意見を踏まえ、地方公共団体の事務の効率化に資するよう、災害時の情報共有を迅速に実施するための方策を検討し、令和 7 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：内閣府)

(23) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

住民票の写し等の交付（12 条から 12 条の 4）及び住民票コードの再通知の

ため市区町村が独自に作成する書面の交付については、交付件数の削減により市区町村の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・既に住民基本台帳ネットワークシステムが利用可能な事務については、当該システムにおいて基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）により本人確認情報（30条の6第1項）を照会することを徹底するよう、関係機関に令和7年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省及び法務省）

- ・自動車の変更登録の申請（道路運送車両法（昭26法185）12条1項）について、個人番号カードに搭載される署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）3条1項）を運輸支局等に提供することで住民票の写しの添付及び住民票コードの提供が不要となるオンライン申請を積極的に利用するよう、関係団体に令和7年度中に通知するとともに、ホームページで周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

（24）都市計画法（昭43法100）

- （i）「街路交通事業事務必携」（発行：公益社団法人日本交通計画協会）

（監修：国土交通省都市局街路交通施設課）における都市計画事業の標準的な目安期間に関する記載内容については、当該事業ごとの事業施行期間の適切な設定に資するため、令和7年度の改定において削除されるよう監修を行った。

〔措置済み（令和7年10月20日付け「街路交通事業事務必携（令和7年版）」）〕

- （ii）都市計画区域に定められる区域区分（7条1項）の面積の算定については、市街化区域縁辺部などのうち土地需要の変化が著しい地区について、人口を算定根拠とすることを基本としつつ、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、区域区分の見直しを判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないことを改めて周知するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じたまちづくりを進めることができるよう、地方公共団体で工夫されている柔軟な運用の具体的な事例等

を示した手引を作成し、地方公共団体に令和 8 年中に周知する。

(25) 都市計画法（昭 43 法 100）及び都市緑地法（昭 48 法 72）

市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（都市緑地法 4 条 1 項）については、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法 18 条の 2）と一体のものとして策定することが可能であることを、全国会議等を通じて地方公共団体に令和 8 年中に周知する。

(26) 都市再開発法（昭 44 法 38）

公募によらない特定建築者（99 条の 3 及び施行令 40 条の 2）については、当該建築者となることができる者の拡大について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕
（関係府省庁：総務省及び文部科学省）

(27) 都市再開発法（昭 44 法 38）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平 9 法 49）

第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行の認可の申請（都市再開発法 7 条の 9 及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 122 条）等については、令和 7 年度中に地方公共団体への調査を行い、地方公共団体における事務の実態を把握する。その結果を踏まえて、市区町村経由事務の廃止の要否並びに都道府県及び市区町村における事務の在り方について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(28) 地価公示法（昭 44 法 49）

公示に係る事項を記載した書面等の閲覧（7 条 2 項）については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）等の規定に基づいて、インターネットを利用した閲覧を可能とする場合には、事務所での閲覧に係る図書の備付けは不要であることを明確化しその運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。

(29) 国土利用計画法（昭 49 法 92）

- (i) 土地売買等の事後届出（23 条 1 項）に係る当該届出内容の国への報告については、都道府県等による届出書の記載内容に係る入力事務を不要とするため、電子的な届出情報を自動で取り込むことができるよう、令和 7 年度中に土地取引規制実態統計処理システムを改修する。
- (ii) 土地売買等の事後届出（23 条 1 項）については、届出者及び地方公共団体の負担を軽減するため、地方公共団体における事務の実態を踏まえ、以下のとおりとする。
 - ・届出内容に疑義が生じた場合に、都道府県が市区町村を経由して届出者へ確認することが適かなど、地方公共団体における円滑な事務の在り方について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ・政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）の活用、市区町村経由事務の廃止の可否について、当該システムの機能向上の状況や市区町村が果たすべき役割を踏まえて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(30) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平 12 法 149）

地方公共団体がマンションの管理適正化を推進するための支援策については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、マンション管理組合に対する調査に係る項目例の提示や当該調査の参考となる事例を周知すること等について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(31) 都市再生特別措置法（平 14 法 22）

立地適正化計画（81 条 1 項）を作成した場合における施策の実施の状況についての調査、分析及び評価（84 条 1 項）の時期については、「おおむね 5 年ごと」とされているところ具体的な時期は市区町村の判断に委ねられる旨を、会議等を通じて令和 7 年度中に地方公共団体に周知する。

(32) 統計法（平 19 法 53）

宿泊旅行統計調査の個票データの提供については、提供に当たって行う審査業務の効率化や提供データ作成の迅速化について検討を行い、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当該調査のデータの公表については、地方公共団体等において、地域の実態をより適切に把握できるよう、公表する地域区分について検討を行い、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(33) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平 19 法 59）

地域公共交通計画（5条1項）及び地域公共交通利便増進実施計画（27条の14第1項）については、両計画の記載内容や策定手続等を定める手引、地方運輸局等における伴走支援、エリア一括協定運行事業（「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（平 23 国土交通省）18条の3）に係る補助金の取扱いなどについて、地方運輸局等を通じて地方公共団体へ令和8年中に周知する。

(34) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

- （i）空家等の所有者等に関する情報の内部利用（10条1項）については、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者の生年月日及び性別の情報について、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度において、内部利用することが可能であることを、地方公共団体に令和7年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省庁：総務省）

- （ii）空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人（23条）については、市町村（特別区を含む。）の空家等対策に係る体制を強化するため、当該支援法人に指定することが可能である法人に、商工会議所等の営利を目的としない法人を追加する。

(35) 社会資本整備総合交付金

- （i）社会資本整備総合交付金システムがより活用しやすいものとなるよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、令和7年度中に運用改善及びシステム改修を行い、地方公共団体等に周知する。

- (ii) 耐震シェルター等については、命を守るためのシェルター等を活用した防災政策の観点から、地方公共団体における補助に当たっての基準の設定及び製品の積極的な活用の促進に資するよう、地方公共団体において社会資本整備総合交付金の効果促進事業等を活用して補助を行った事例を収集・整理し、地方公共団体に令和8年中に周知する。

(36) 社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金

社会資本整備総合交付金以外の国土交通省所管の補助金に係る事務手続については、補助事業者の事務負担の軽減のため、様式の簡素化・統一化等を行う方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(37) 建設コンサルタント業務の契約に係る事務

建設コンサルタント業務の標準契約約款については、労務費の上昇時における円滑な価格交渉に資するよう、市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく委託金額の変更及びその適切な算定方法に関する定め（いわゆるスライド条項）を導入することについて、建設コンサルタント業務の契約の特性を踏まえた課題を整理しつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(38) 水道統計調査

水道統計調査については、都道府県及び水道事業者等の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・公益社団法人日本水道協会（以下この事項において「日水協」という。）が実施する調査については、日水協が検討するオンラインによる調査・回答を可能とするシステムが令和9年度を目途に運用開始することに併せて、都道府県経由事務の廃止について検討するよう、日水協に協力を依頼した。
[措置済み（令和7年11月28日付け国土交通省水管理・国土保全局水道事業課事務連絡）]
- ・国土交通省が実施する調査については、一斉通知・調査システムを活用するなど、オンラインによる調査・回答を可能とするとともに、都道府県経

由事務を廃止する方向で検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(39) イベントホームステイ（イベント民泊）

イベントホームステイ（イベント民泊）については、「イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）」（平 28 観光庁観光産業課、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課。以下この事項において「ガイドライン」という。）の運用の明確化を図るため、令和７年度中に、「「規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）」に基づくイベント開催時の旅館業法上の取扱いについて」（平 29 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）の「イベント開催時の取扱い Q&A」において、以下に掲げる事項を追加し、地方公共団体に通知する。

- ・ イベントホームステイ（イベント民泊）の対象施設については、ガイドライン 2（１）の趣旨を踏まえつつ、関係行政機関との事前相談の結果を踏まえた上で地方公共団体の判断により公共施設や集会施設を対象とすることが可能であること。〔再掲〕
- ・ イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する際の宿泊施設の不足状況の確認については、イベントの実施地域の地方公共団体の地理的状況や交通事情を踏まえつつ、宿泊施設の不足が見込まれることを客観的かつ合理的に説明できるのであれば、当該地方公共団体内の宿泊施設のみを対象とした確認で差し支えないこと。〔再掲〕
- ・ イベントホームステイ（イベント民泊）の宿泊者については、ガイドライン 2（１）の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断において、当該地方公共団体の住民も対象とすることが可能であること。〔再掲〕
- ・ イベントホームステイ（イベント民泊）の対象となるイベントについては、ガイドライン 2（１）の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断において、教育機関やPTAが主催するイベントも対象とすることが可能であること。〔再掲〕
- ・ イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する際の宿泊者の入浴については、自宅提供者の浴室に代えて、地域の公衆浴場を利用することが可能であること。〔再掲〕

(関係府省庁：厚生労働省)

(40) 土木施設に関する住民からの通報等システム

土木施設に関する住民からの通報等システムについては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、システムを共通化することが適切かを検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：農林水産省)

【環境省】

(1) 狂犬病予防法（昭 25 法 247）及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 法 105）

狂犬病予防注射に係る接種履歴の管理の在り方については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、狂犬病予防法に基づく犬の登録原簿を管理するシステムの共通化等のデジタル化による管理方法の統一化について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：厚生労働省)

(2) 道路運送車両法（昭 26 法 185）

道路運送車両法に基づく登録事項等証明書の請求（22 条 1 項）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）を含む地方公共団体が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）等の法令の定める事務等の遂行に必要な限度で交付請求する場合は、自動車登録番号のみでの請求が可能である旨を市町村に令和7年度中に通知する。〔再掲〕

(関係府省庁：国土交通省)

(3) 大気汚染防止法（昭 43 法 97）、騒音規制法（昭 43 法 98）、水質汚濁防止法（昭 45 法 138）、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭 46 法 107）、振動規制法（昭 51 法 64）及び土壌汚染対策法（平 14 法

53)

各法令に基づく届出については、「環境法令に係る申請・届出システムに関する共通化推進方針」（令 7 環境省、デジタル庁）に基づき、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を活用し、令和 8 年度以降、順次オンラインによる手続を可能とする。〔再掲〕
（関係府省庁：デジタル庁）

（４）大気汚染防止法（昭 43 法 97）及びダイオキシン類対策特別措置法（平 11 法 105）

ばい煙発生施設の設置届出（大気汚染防止法 6 条 1 項）及び一般粉じん発生施設の設置届出（同法 18 条 1 項）並びに特定施設の設置届出（ダイオキシン類対策特別措置法 12 条 1 項）については、都道府県等による届出を要するか否かの適切な判断に資するよう、過去の関係通知について、都道府県等に改めて周知した。

〔措置済み（令和 7 年 9 月 26 日都道府県・政令市大気環境行政担当者会議）〕

（５）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

- （i）一般廃棄物については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が統括的な処理責任を有することを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍法（昭 22 法 224）10 条の 2 第 2 項や住民基本台帳法（昭 42 法 81）12 条の 2 第 1 項等の規定に基づき、戸籍謄本や住民票の写し等の請求が可能であること等を関係府省庁の間で調整した上で、市町村に令和 7 年度中に通知する。
- （ii）市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）における関係行政機関への照会等に係る法制上の措置の必要性については、市町村の取組状況を踏まえて必要な検討を行う。
- （iii）浄水発生土の廃棄物（2 条 1 項）該当性については、物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断することが可能である旨を、全国会議等を通じて地方公共

団体に令和 8 年度中に周知する。

- (iv) 多量排出事業者が行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の作成及び都道府県知事への提出（12 条 9 項及び 12 条の 2 第 10 項）並びに当該計画の実施の状況についての都道府県知事への報告（12 条 10 項及び 12 条の 2 第 11 項）については、提出及び報告のオンライン化に当たり、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を利用するため、当該システムを改修する方向で検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[再掲]

（関係府省庁：デジタル庁）

- (v) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（12 条の 3 第 7 項）については、電子マニフェスト操作体験セミナーの開催などを通じて、引き続き電子化を推進する。[再掲]

（関係府省庁：デジタル庁）

- (vi) 産業廃棄物処理業の許可の申請（14 条 1 項及び 6 項）、更新の申請（同条 2 項及び 7 項）及び変更の許可の申請（14 条の 2 第 1 項）については、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・オンラインで申請可能とする仕組みについては、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を活用する方向で検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]
- ・許可の申請等に係る手数料については、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）上で決済システムを通じた電子納付が可能となるよう、引き続き検討を進める。[再掲]

（関係府省庁：デジタル庁）

- (vii) 有害使用済機器の保管等の届出（17 条の 2 第 1 項）及び廃止の届出（施行令 16 条の 4）をオンラインで提出可能とする仕組みについては、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を活用する方向で検討し、令和 10 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省庁：デジタル庁)

(6) 公害健康被害の補償等に関する法律 (昭 48 法 111)

公害診療報酬に係る審査支払事務については、当該事務を実施する地方公共団体に対し、外部委託 (23 条 2 項) の希望の有無、費用負担の在り方等について意向等を調査した上で、外部委託について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：厚生労働省)

(7) 広域臨海環境整備センター法 (昭 56 法 76)

以下に掲げる法人の清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告 (30 条の 6 第 1 項) については、その回数を 3 回以上から 1 回とする。

・広域臨海環境整備センター〔再掲〕

(関係府省庁：国土交通省)

(8) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平 11 法 86)

電子情報処理組織使用届出書 (施行規則 12 条 1 項) 等に関する手続については、都道府県の事務負担を軽減する観点から、オンライン化のための具体的な方策について検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省庁：経済産業省)

(9) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平 13 法 64) 及び使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平 14 法 87)

第一種フロン類充填回収業者並びに使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者の登録申請等に係る手続については、都道府県及び保健所を設置する市 (以下この事項において「都道府県等」という。) 並びに申請者の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・オンラインで登録申請等を可能とする仕組みについては、必要な機能等に関する都道府県等へのアンケート調査の結果を踏まえ、政府共通の電子申

請システム（e-Gov 電子申請サービス）の活用を検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

- ・登録申請等に係る手数料については、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）上で決済システムを通じた電子納付が可能となるよう、引き続き検討を進める。〔再掲〕

（関係府省庁：デジタル庁及び経済産業省）

（10）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平 14 法 88）

鳥獣の捕獲等の許可（9 条）については、既にオンライン申請を導入している地方公共団体の取組を踏まえつつ、令和 10 年度中を目途にオンライン申請の仕組みを構築する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（11）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令 3 法 60）

再商品化計画に関する事務については、以下の措置を講ずる。

- ・再商品化製品の品質検査については、関係する市区町村から地方環境事務所に対して相談があった場合、参考となる情報を提供することとし、その旨を地方環境事務所に通知した。〔再掲〕

〔措置済み（令和 7 年 5 月 23 日付け環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室事務連絡）〕

- ・分別収集物の品質検査については、検査の実施に当たり市区町村がより効果的に活用できるよう、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（2.1 版）」（令 7 経済産業省、環境省）を改訂し、市区町村に令和 8 年度中に周知する。〔再掲〕

（関係府省庁：経済産業省）

（12）「資源ごみ」の持ち去りに関する調査

「資源ごみ」の持ち去りに関する調査については、次回調査に向けて、より一層市区町村の参考となるよう調査項目等の見直しを検討し、令和 9 年末までに結論を得る。その結果に基づいて令和 9 年度末までに必要な措置を講ずる。

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【文部科学省】

(1) 教育職員免許法（昭 24 法 147）

特別免許状（4 条 3 項）及び臨時免許状（同条 4 項）の都道府県教育委員会による授与（5 条 6 項）の事務・権限については、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会の意向並びに中央教育審議会での議論も踏まえ、希望する指定都市教育委員会への授与権限の移譲について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。